

令 04 原機（科研）020
令和 4 年 12 月 26 日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設
(NSRR原子炉施設)に係る定期事業者検査の開始報告について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（NSRR原子炉施設）について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく定期事業者検査を開始しますので、同法第 29 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名 理事長 小口 正範

2. 試験研究用等原子炉施設を設置した事業所の名称及び所在地

名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
所在地 茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象 NSRR原子炉施設
検査の方法 別添 1「NSRR原子炉施設の定期事業者検査の計画」のとおり。
検査の期日 令和 5 年 2 月 1 日～令和 5 年 8 月 4 日

4. 予定の概要

別添 1「NSRR原子炉施設の定期事業者検査の計画」のとおり。

添付書類

1. 定期事業者検査の計画

- 定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目及び検査実施予定時期
別添1「NSRR原子炉施設の定期事業者検査の計画」に定期事業者検査の項目及び検査実施予定時期を示す。
- 定期事業者検査期間中に実施する工事
定期事業者検査の工程に直接影響する工事はない。
- 前回の定期事業者検査からの変更点
該当なし。

2. 試験研究用等原子炉施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標

- 試験研究用等原子炉施設の施設管理目標
別添2「令和4年度NSRR原子炉施設の施設管理目標設定票」のとおり。
- 施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標
別添3「令和4年度NSRR原子炉施設の施設管理目標設定票（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標）」のとおり。

3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

- イ 施設管理実施計画の始期及び期間
令和5年2月1日から次の定期事業者検査を開始する日の前の日まで。
- ロ 試験研究用等原子炉施設の工事の方法及び時期
該当なし。
- ハ 試験研究用等原子炉施設の点検、検査等（以下「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
別添1「NSRR原子炉施設の定期事業者検査の計画」及び別添4「NSRR原子炉施設（検査要否整理表、設備保全整理表）」のとおり。

ニ 試験研究用等原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

別添5「NSRR原子炉施設施設管理実施計画」の第6条のとおり。

4. 第三条の九第二項に規定する判定する方法に関する事（一定の期間を含む。）
「一定の期間」として「十二月」を設定し、その期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかは、これまでの点検等の結果に基づき判定する。
5. 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあつては、その変更の内容を説明する書類
別添4「NSRR原子炉施設（検査要否整理表、設備保全整理表）」の一部の記載を適正化のため変更したが、定期事業者検査の対象設備及び検査項目の変更を伴うものではない。
別添5「NSRR原子炉施設施設管理実施計画」の一部の記載を適正化のため変更した。
6. 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
該当なし。
7. 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合にあつては、第三条の九第三項各号に掲げる以下の事項
 - 一 試験研究用等原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
該当なし。
 - 二 試験研究用等原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果
該当なし。
 - 三 試験研究用等原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該試験研究用等原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）
該当なし。

NSRR原子炉施設の定期事業者検査の計画

法令技術基準	施設区分	設備区分	検査項目	定期事業者検査 予定時期
第6条（地震による損傷の防止）	原子炉格納施設	原子炉建家	原子炉建家の外観検査	令和5年6月
	試験研究用等原子炉施設	制御棟 燃料棟（燃料棟機械室を含む） 照射物管理棟 照射物管理棟排風機室 機械棟	建家の外観検査	令和5年6月
第8条（外部からの衝撃による損傷の防止）	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	原子炉建家 避雷設備 排気筒 避雷設備	避雷設備の性能検査	令和5年6月
	—	竜巻飛来物の管理 草木の管理 除灰用資機材の管理	保安記録確認	令和5年6月
第10条（試験研究用等 原子炉施設の機能）	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構	反応度抑制効果確認検査	令和5年7月
	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構	単一パルス運転検査	令和5年8月
	原子炉本体	燃料要素		
	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構 パルス自動運転制御系	台形パルス運転検査	令和5年8月
	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構 パルス自動運転制御系	合成パルス運転検査	令和5年8月
	原子炉本体	燃料要素		
	計測制御系統施設	制御棒自動挿入回路 制御棒 制御棒駆動機構 定出力自動運転制御系	制御用インターロック回路の確認検査	令和5年6月
第11条（機能の確認 等）	原子炉本体	炉心支持構造体	炉心支持構造体の外観検査	令和5年6月
		原子炉プール	原子炉プール漏えい検査	令和5年6月
	計測制御系統施設	原子炉停止回路	原子炉停止回路設定値確認検査	令和5年6月
		制御棒	反応度抑制効果確認検査	令和5年7月
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	サブパイル室	サブパイル室の外観検査	令和5年6月
		実験孔	実験孔の外観検査	令和5年6月
照射カプセル		保安記録確認	令和5年6月	
第12条（材料及び構造）	原子炉本体	炉心支持構造体	炉心支持構造体の外観検査	令和5年6月
		原子炉プール	原子炉プール漏えい検査	令和5年6月
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	燃料貯留プール	燃料貯留プール漏えい検査	令和5年6月
	原子炉格納施設	原子炉建家	原子炉建家の外観検査	令和5年6月
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	サブパイル室	サブパイル室の外観検査	令和5年6月
	放射性廃棄物の廃棄施設	廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和5年6月
		ドレンタンク、ドレンタンク水移送ポンプ、 配管、弁	保安記録確認	令和5年6月

法令技術基準	施設区分	設備区分	検査項目	定期事業者検査 予定時期
第15条（放射性物質による汚染の防止）	原子炉格納施設	原子炉建家	原子炉建家の外観検査	令和5年6月
	試験研究用等原子炉施設	制御棟 燃料棟 照射物管理棟 機械棟	建家の外観検査	令和5年6月
第16条（遮蔽等）	原子炉本体	原子炉プール	線量当量率の測定検査	令和5年8月
	原子炉格納施設	原子炉建家		
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	上部遮蔽プラグ 下部遮蔽プラグ 鉛遮蔽体 中性子ラジオグラフィ室に通じる貫通孔 の遮蔽体		
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	カプセル装荷装置（A型） カプセル装荷装置（B型）	カプセル装荷装置（A型）の外観検査 カプセル装荷装置（B型）の外観検査	令和5年6月
第17条（換気設備）	放射性廃棄物の廃棄施設	原子炉建家排気系統 セミホットケープ排気系統 制御棟排気系統 燃料棟排気系統 機械棟排気系統 照射物管理棟排気系統	気体廃棄設備の風量確認検査	令和5年6月
			保安記録確認	令和5年6月
第19条（溢水による損傷の防止）	原子炉格納施設	原子炉建家	原子炉建家の外観検査	令和5年6月
	放射性廃棄物の廃棄施設	ドレンタンク室		
		水処理室	建家の外観検査	令和5年6月
		燃料棟サンプポンプ	燃料棟サンプポンプの作動検査	令和5年6月
		制御棟サンプポンプ	制御棟サンプポンプの作動検査	令和5年6月
		原子炉プールオーバーフローライン 燃料貯留プールオーバーフローライン 床ドレン	保安記録確認	令和5年6月
		燃料棟サンプピット、サンプポンプ	保安記録確認	令和5年6月
	制御棟サンプピット、サンプポンプ	保安記録確認	令和5年6月	
第20条（安全避難通路等）	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	誘導灯	誘導灯の性能検査	令和5年6月
		避難用照明	避難用照明の性能検査	令和5年6月
		安全避難通路 誘導標識 可搬型照明 懐中電灯	保安記録確認	令和5年6月
第21条（安全設備）	計測制御系統施設	漏電ブレーカー	制御棒駆動機構の確認検査	令和5年6月
	放射性廃棄物の廃棄施設	原子炉建家廃棄物保管場所 照射物管理棟廃棄物保管場所 機械棟排風機室廃棄物保管場所	保安記録確認	令和5年6月
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	照射カプセル 感知器 受信機 消火栓 消火器	保安記録確認	令和5年6月
第22条（炉心等）	原子炉本体	炉心支持構造体	炉心支持構造体の外観検査	令和5年6月
		燃料要素	燃料要素外観検査	令和5年6月
	計測制御系統施設	制御棒（安全棒、調整棒）	反応度抑制効果確認検査	令和5年7月

法令技術基準	施設区分	設備区分	検査項目	定期事業者検査 予定時期
第24条（一次冷却材）	原子炉冷却系統施設	一次冷却材	定出力運転検査	令和5年8月
第25条（核燃料物質取扱設備）	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	キャスク	キャスク外観検査	令和5年6月
		燃料取扱器具	保安記録確認	令和5年6月
	放射線管理施設	放射線エリアモニタ	放射線エリアモニタの警報検査	令和5年6月
第26条（核燃料物質貯蔵設備）	原子炉本体	原子炉プール	原子炉プール漏えい検査	令和5年6月
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	燃料貯蔵棚、貯蔵箱 原子炉プール内貯蔵ラック 燃料貯留プール内貯蔵ラック	未臨界性確認検査 貯蔵能力確認検査	令和5年6月
		燃料貯留プール	燃料貯留プール漏えい検査	令和5年6月
	計測制御系統施設	警報回路 原子炉プール水位系	警報回路設定値確認検査	令和5年6月
		燃料貯留プール水位系	燃料貯留プール水位系の作動検査	令和5年6月
		燃料貯留プール液面計	保安記録確認	令和5年6月
	放射線管理施設	放射線エリアモニタ	放射線エリアモニタの警報検査	令和5年6月
	原子炉格納施設	原子炉建家（原子炉プール及び燃料貯留プール）	原子炉建家の外観検査	令和5年6月
放射性廃棄物の廃棄施設	原子炉プールオーバーフローライン 燃料貯留プールオーバーフローライン	保安記録確認	令和5年6月	
第28条（冷却設備等）	原子炉冷却系統施設	プール水精製系	プール水精製設備浄化能力確認検査	令和5年6月
	計測制御系統施設	警報回路 原子炉プール水位系	警報回路設定値確認検査	令和5年6月
第29条（液位の保持等）	原子炉本体	原子炉プール	原子炉プール漏えい検査	令和5年6月
	原子炉冷却系統施設	サイフォンブレイク孔（一次冷却設備、プール水精製系）	保安記録確認	令和5年6月
	その他試験研究用等原子炉の附属施設	サブパイル室	サブパイル室の外観検査	令和5年6月
第30条（計測設備）	計測制御系統施設	核計装 原子炉プール水温系 原子炉プール液面計 燃料温度系	原子炉停止回路設定値確認検査 （検査前条件で点検校正を確認）	令和5年6月
		制御棒位置指示計	反応度抑制効果確認検査 （検査前条件で点検校正を確認）	令和5年7月
		pH計 導電率計	プール水精製設備浄化能力確認検査 （検査前条件で点検校正を確認）	令和5年6月
		燃料破損検出器	保安記録確認	令和5年6月
	放射線管理施設	排気ガスモニタ 排気ダストモニタ	排気モニタの警報検査	令和5年6月
	その他試験研究用等原子炉の附属施設	ディーゼル発電機 蓄電池	非常用電源設備の作動検査	令和5年6月
第31条（放射線管理施設）	放射線管理施設	排気ガスモニタ 排気ダストモニタ	排気モニタの警報検査	令和5年6月
		放射線エリアモニタ	放射線エリアモニタの警報検査	令和5年6月
		室内モニタ	室内ダストモニタの警報検査	令和5年6月
第32条（安全保護回路）	計測制御系統施設	原子炉停止回路 核計装 燃料温度系 原子炉プール水位系 地震検出計 原子炉プール液面計 原子炉プール水温系	原子炉停止回路設定値確認検査	令和5年6月
		原子炉保護用インターロック回路	原子炉保護用インターロック回路の確認検査	令和5年6月

法令技術基準	施設区分	設備区分	検査項目	定期事業者検査 予定時期
第33条（反応度制御系 統及び原子炉停止系 統）	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構	反応度抑制効果確認検査	令和5年7月
		原子炉制御設備（制御棒）	過剰反応度検査	令和5年7月
		制御棒 制御棒駆動機構 パルス自動運転制御系 定出力自動運転制御系	制御棒駆動機構の確認検査	令和5年6月
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	圧縮空気設備（10k系空気圧縮 機）		
	計測制御系統施設	制御棒	原子炉停止余裕検査	令和5年7月
		制御棒	落下時間測定検査	令和5年6月
		制御棒自動挿入回路	制御用インターロック回路の確認検査	令和5年6月
		制御棒 制御棒駆動機構 定出力自動運転制御系	定出力運転検査	令和5年8月
	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構	単一パルス運転検査	令和5年8月
	原子炉本体	燃料要素		
	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構 パルス自動運転制御系	台形パルス運転検査	令和5年8月
	原子炉本体	燃料要素	合成パルス運転検査	令和5年8月
	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構 パルス自動運転制御系		
計測制御系統施設	制御棒駆動機構			
第34条（原子炉制御室 等）	計測制御系統施設	警報回路	警報回路設定値確認検査	令和5年6月
		制御用インターロック回路	制御用インターロック回路の確認検査	令和5年6月
		安全スイッチ	原子炉停止回路設定値確認検査	令和5年6月
第35条（廃棄物処理設 備）	放射性廃棄物の廃棄施設	原子炉建家排気系統 セミホットケープ排気系統 燃料棟排気系統 制御棟排気系統 機械棟排気系統 照射物管理棟排気系統	気体廃棄設備の風量確認検査	令和5年6月
			気体廃棄設備の捕集効率確認検査	令和5年6月
			保安記録確認	令和5年6月
		ドレンタンク室	原子炉建家の外観検査	令和5年6月
		水処理室	建家の外観検査	令和5年6月
		ドレンタンク、ドレンタンク水移送ポンプ、 配管、弁	保安記録確認	令和5年6月
		廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和5年6月
		廃液処理室サンピット、廃液処理室 サンピット、配管、弁	保安記録確認	令和5年6月
		制御棟サンピット、ポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和5年6月
		燃料棟サンピット、ポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和5年6月
		ブルドレンポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和5年6月
		ドレンタンク室サンピット、ドレンタンク室サン ピット、配管、弁	保安記録確認	令和5年6月
		サブパイル室サンピット、サブパイル室サン ピット、配管、弁	保安記録確認	令和5年6月

法令技術基準	施設区分	設備区分	検査項目	定期事業者検査 予定時期
第36条（保管廃棄設備）	放射性廃棄物の廃棄施設	原子炉建家廃棄物保管場所 照射物管理棟廃棄物保管場所 機械棟排風機室廃棄物保管場所	保安記録確認	令和5年6月
第37条（原子炉格納施設）	原子炉格納施設	原子炉建家 トラックドア パーソナルドア 緊急脱出口	負圧の確認検査	令和5年7月
	放射性廃棄物の廃棄施設	原子炉建家排気系統		
第38条（実験設備等）	計測制御系統施設	警報回路	警報回路設定値確認検査	令和5年6月
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	ホールドダウン機構 カプセル掴み装置		令和5年6月
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	実験孔	原子炉プール漏えい検査	令和5年6月
		ページング式インターホン装置	ページング式インターホン装置の性能検査	令和5年6月
		上部遮蔽プラグ 下部遮蔽プラグ 鉛遮蔽体 中性子ラジオグラフィ室に通じる貫通孔 の遮蔽体	線量当量率の測定検査	令和5年8月
		カプセル装荷装置（A型） カプセル装荷装置（B型）	カプセル装荷装置（A型）の外観検査 カプセル装荷装置（B型）の外観検査	令和5年6月
		照射カプセル	保安記録確認	令和5年6月
第40条（保安電源設備）	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	ディーゼル発電機 蓄電池	非常用電源設備の作動検査	令和5年6月
第41条（警報装置）	計測制御系統施設	警報回路 核計装 燃料温度系 原子炉プール水位系 原子炉プール水温系	警報回路設定値確認検査	令和5年6月
	放射性廃棄物の廃棄施設	廃液タンク		
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	ホールドダウン機構 カプセル掴み装置		
	放射線管理施設	放射線エリアモニタ	放射線エリアモニタの警報検査	令和5年6月
		排気ガスモニタ 排気ガスモニタ	排気モニタの警報検査	令和5年6月
	放射性廃棄物の廃棄施設	ドレンタンクの漏えい検知器	ドレンタンクの漏えい検知器の作動検査	令和5年6月
廃液タンクの漏えい検知器		廃液タンクの漏えい検知器の作動検査	令和5年6月	
第42条（通信連絡設備等）	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	ページング式インターホン装置	ページング式インターホン装置の性能検査	令和5年6月
		携帯電話 固定電話	施設間通信連絡設備の性能検査	令和5年6月

令和4年度 NSRR 原子炉施設の施設管理目標 (設定 ・ 達成状況) 票	所長 (承認)	研究炉加速器技 術部長 (作成)	放射線管理部長 (作成)	工務技術部長 (作成)
「原子力科学研究所原子炉施設保安規定」に基づく施設管理目標	R4 / 4 / 26	R4 / 4 / 22	R4 / 4 / 22	R4 / 4 / 22

施設管理方針	施設管理目標	管理尺度	目標値	達成状況及びその評価※1
(1) 安全確保を最優先とする。	施設管理を行ううえで重要な設備・機器について、適切な管理指標を定め管理する。	実施頻度	年1回以上	
	保全活動を行う者の力量管理 (評価・再評価) を確実に行う。	実施頻度	年1回以上	
	保全活動を実施することにより、経年劣化や部品の消耗に伴う設備・機器等の不具合又はその兆候の発見に努め、発見した場合には、適切な対策を講じる。	実施頻度	検査、点検、巡視の都度	
	CAP 活動を行い、自施設及び他施設で発生する不適合情報等を共有し、是正処置、未然防止処置等を確実に実施する。	実施頻度 処置率※2	原則週1回 100%	
(2) 法令及びルール (自ら決めたことや社会との約束) を守る。	法令及び保安規定を遵守し、施設管理に必要な保全活動を確実に実施する。	達成度	100%	
(3) 情報共有及び相互理解に、不断に取り組む。	施設管理に関する情報を関係者間で十分に共有し、相互理解を深める。	実施頻度	月1回以上	
(4) 保安業務 (運転管理、施設管理等) の品質目標とその活動を定期的にレビューし、継続的な改善を徹底する。	運転管理及び施設管理の実施状況をレビューし、保全活動の継続的な改善を確実に行う。	実施頻度	施設管理実施計画の期間に1回以上	

注) 施設管理目標は、理事長が定めた施設管理方針と整合すること。また、達成度をどのような尺度で判断するかを十分に考慮した上で具体的に定めること。
 本票は、施設管理目標の設定時及び達成状況の評価時にその都度作成する。施設管理目標を設定する場合は「設定」に○を、達成状況の評価の場合は「達成状況」に○を記す。
 ※1: 管理尺度及び目標値に係る評価のみならず、保全活動の実施状況を踏まえて施設管理目標の達成状況の評価すること。
 ※2: 予算措置等を含め、長期的な対応が必要な場合は、処置の計画策定をもって、処置済とみなすことができる。

別添3

令和4年度 NSRR 原子炉施設の施設管理目標 (<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 達成状況) 票 (施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標)	研究炉加速器 技術部長 (承認)	原子炉主任 技術者 (同意)	工務技術 部長 (確認)	放射線管理 部長 (確認)	NSRR 管理 課長 (作成)	工務第1 課長 (作成)	放射線管理 第2課長 (作成)
「原子力科学研究所原子炉施設保安規定」に基づく施設管理目標 (施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標)	R4/5/16	R4/4/28	R4/4/27	R4/4/26	R4/4/26	R4/4/26	R4/4/26

対象となるシステム			機能	目標値 (確認頻度)	達成状況及びその評価**
施設名	設備等	機器等			
本体施設	原子炉制御設備	制御棒	原子炉の緊急停止及び未臨界維持	運転中における制御棒の挿入不全 :0回 (四半期毎)	/
特定施設	非常用電源設備	蓄電池(無停電電源装置)	商用電源喪失時における電源供給	原子炉運転中において外部電源の供給が停止した場合における蓄電池(無停電電源装置)の故障回数 :0回 (四半期毎)	/
放射線管理施設	排気筒モニタリング設備	排気ダストモニタ 排気ガスモニタ	監視	通常の監視状態からの逸脱回数(代替機器への交換ができない場合に限る。) :0回 (四半期毎)	/

注) 本票は、施設管理目標の設定時及び達成状況の評価時にその都度作成する。施設管理目標を設定する場合は「設定」に○を、達成状況の評価の場合は「達成状況」に○を記す。
 ※: 管理尺度及び目標値に係る評価のみならず、保安活動の実施状況を踏まえて施設管理目標の達成状況の評価すること。

別添4

承認	同意	確認	確認	作成	作成	作成
研究炉 加速器 技術部長	原子炉 主任 技術者	工務 技術 部長	放射線 管理 部長	NSRR 管理 課長	工務第1 課長	放射線 管理第2 課長
R4/12/20	R4/12/20	R4/12/20	R4/12/20	R4/12/19	R4/12/19	R4/12/19

NSRR原子炉施設

(検査要否整理表、設備保全整理表)

令和4年12月

原子力科学研究所
研究炉加速器技術部 NSRR管理課
工務技術部 工務第1課
放射線管理部 放射線管理第2課

NSRR原子炉施設 定期事業者検査要否整理表

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
5	試験研究用等原子炉施設の地盤	第五条 試験研究用等原子炉施設(船舶に設置するものを除く。第六条、第七条及び第八条第一項において同じ。)は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	○ 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	・原子炉建家 ・燃料棟(燃料棟機械室を含む) ・制御棟 ・機械棟 ・照射物管理棟 ・照射物管理棟排風機室 ・排気筒
6	地震による損傷の防止	第六条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する地震力(試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。	○ 同時確認 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 【原子炉建家の外観検査】(第12条(材料及び構造等)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。) 【建家の外観検査】(機械棟水処理室)(第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)、第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・耐震Bクラス、Cクラスの建家、設備機器
		2 耐震重要施設(試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。)は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。)に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	—	・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		3 耐震重要施設は、試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	—	・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
7	津波による損傷の防止	第七条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。)によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	—	・津波に係る保安設備や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	なし
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八条 試験研究用等原子炉施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	● 保安記録確認	【避雷設備の性能検査】 ・雷、地震及び津波以外の自然現象に係る保安措置(電巻飛来物の管理、草木の管理、除灰用資機材の管理)は保安記録確認として実施する。	・原子炉建家 避雷設備 ・排気筒 避雷設備
		2 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	保安記録確認	・外部衝撃に係る保安措置(草木の管理)は保安記録確認として実施する。	なし
		3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあっては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。	—	・船舶用原子炉施設ではない。	なし
		4 試験研究用等原子炉施設は、航空機の墜落により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	・航空機墜落に係る保安施設や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	なし
9	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)は、試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十二条第六号において同じ。)を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	・原子力規制検査(核物質防護)として実施するため、定期事業者検査は不要である。	・原子炉建家 ・燃料棟 ・制御棟 ・機械棟 ・照射物管理棟 ・パルス自動運転制御系(出力制御回路)

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
10	試験研究用等 原子炉施設の 機能	第十条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。	—	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	
			○ 同時確認	【反応度抑制効果確認検査】(第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第30条(計測設備)、第33条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に係る検査と同時に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構
			○ 同時確認	【単一パルス運転検査】(第33条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)と同時に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・燃料要素
			○ 同時確認	【台形パルス運転検査】(第33条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)と同時に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・パルス自動運転制御系
			○ 同時確認	【合成パルス運転検査】(第33条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)と同時に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・燃料要素 ・パルス自動運転制御系
			○ 同時確認	【制御用インターロック回路の確認検査】(第33条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。)	・制御棒自動挿入回路
			○ 同時確認	【定出力運転検査】(第24条(一次冷却材)、第33条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)と同時に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・定出力自動運転制御系
		2 船舶に設置する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生ずる動揺、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならない。	—	・船舶用原子炉施設ではない。	なし
11	機能の確認等	第十一条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。	—	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で、試験又は検査ができるよう設計考慮(設備の多重化、系統隔離等)されていることを確認する。	<クラス2の機器>
			○ 同時確認	【炉心支持構造体の外観検査】(第12条(材料及び構造等)、第22条(炉心等)と同時に行う。)	・炉心支持構造体
			○ 同時確認	【原子炉プール漏えい検査】(第12条(材料及び構造等)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第29条(液位の保持等)、第38条(実験設備等)と同時に行う。)	・原子炉プール
			○ 同時確認	【原子炉停止回路設定値確認検査】(第30条(計測設備)、第32条(安全保護回路)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。)	・原子炉停止回路
			○ 同時確認	【反応度抑制効果確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)、第22条(炉心等)、第30条(計測設備)、第33条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に係る検査と同時に行う。)	・制御棒
			○ 同時確認	【サブパイル室の外観検査】(第12条(材料及び構造等)、第29条(液位の保持等)と同時に行う。)	・サブパイル室
			●	【実験孔の外観検査】	・実験孔
			—	・照射カプセルについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認するため、定期事業者検査は不要である。 ・機能維持に係る保守を保安規定に定めて実施する。	・照射カプセル

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
12	材料及び構造等	第十二条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号(容器等の材料に係る部分に限る。)及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。	—	・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	
			○ 同時確認	【炉心支持構造体の外観検査】(第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)と同時に確認する。)	・炉心支持構造体
			○ 同時確認	【原子炉プール漏えい検査】(第11条(機能の確認等)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第29条(液位の保持等)、第38条(実験設備等)と同時に行う。)	・原子炉プール
			○ 同時確認	【燃料貯留プール漏えい検査】(第26条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に確認する。)	・燃料貯留プール
			○ 同時確認	【原子炉建家の外観検査】(第8条(地震による損傷の防止)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)、第28条(核燃料物質貯蔵設備)第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・原子炉建家
			○ 同時確認	【サブパイル室の外観検査】(第11条(機能の確認等)、第29条(液位の保持等)と同時に行う。)	・サブパイル室
			保安記録確認	・液体廃棄設備の外観(廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁)については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁
			保安記録確認	・ドレンタンクの外観、ドレンタンク水移送ポンプの作動については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。 ・放射性物質移送配管の外観(ドレンタンク水移送ポンプの配管、弁)については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・ドレンタンク、ドレンタンク水移送ポンプ、配管、弁
		—	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認するため、定期事業者検査は不要である。		
		—	・設備ごとに使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。		
		○ 同時確認	【原子炉プール漏えい検査】(第11条(機能の確認等)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第29条(液位の保持等)、第38条(実験設備等)と同時に行う。)	・原子炉プール	
		○ 同時確認	【燃料貯留プール漏えい検査】(第26条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に確認する。)	・燃料貯留プール	
		—	・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。		
		○ 同時確認	【原子炉プール漏えい検査】(第11条(機能の確認等)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第29条(液位の保持等)、第38条(実験設備等)と同時に行う。)	・原子炉プール	
○ 同時確認	【燃料貯留プール漏えい検査】(第26条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に確認する。)	・燃料貯留プール			
保安記録確認	・液体廃棄設備の外観(廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁)については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁			
保安記録確認	・ドレンタンクの外観、ドレンタンク水移送ポンプの作動については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。 ・放射性物質移送配管の外観(ドレンタンク水移送ポンプの配管、弁)については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・ドレンタンク、ドレンタンク水移送ポンプ、配管、弁			
—	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認するため、定期事業者検査は不要である。				
—	・機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものであり溶接したものであること。				

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
		2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏れ試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏れがないものでなければならない。	○ 同時確認	【原子炉プール漏れ検査】(第11条(機能の確認等)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第29条(液位の保持等)、第38条(実験設備等)と同時に行う。)	・原子炉プール
			○ 同時確認	【燃料貯留プール漏れ検査】(第26条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に行う。)	・燃料貯留プール
			保安記録確認	・液体廃棄設備の外観検査(廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁)については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁
			保安記録確認	・ドレンタンクの外観、ドレンタンク水移送ポンプの作動については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。 ・放射性物質移送配管の外観(ドレンタンクの配管、弁)については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・ドレンタンク、ドレンタンク水移送ポンプ、配管、弁
		3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であって、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、監視試験片を備えたものでなければならない。	—	・中性子照射により材料が著しく劣化するおそれがないため、定期事業者検査は不要である。	なし
13	安全弁等	第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する安全弁、逃がし弁、破壊板又は真空破壊弁(第十五条第二項において「安全弁等」という。)が必要な箇所に設けられていなければならない。	—	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	なし
14	逆止め弁	第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備(排気筒並びに第十七条及び第三十六条(第五十二条、第五十九条及び第七十条において準用する場合を含む。))に規定するものを除く。)へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
15	放射性物質による汚染の防止	第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏れいる場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。)の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないものでなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏れが拡大するおそれがある部分に限る。)以外の施設であって当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十一条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻りに出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であって、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならない。	○ 同時確認	【原子炉建家の外観検査】(第6条(地震による損傷の防止)、第12条(材料及び構造等)、第19条(溢水による損傷の防止)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・原子炉建家
			○ 同時確認	【建家の外観検査】(燃料棟、照射物管理棟、制御棟、機械棟)(第6条(地震による損傷の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)、第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・燃料棟 ・照射物管理棟 ・制御棟 ・機械棟
16	遮蔽等	第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	○ 同時確認	【線量当量率の測定検査】(第38条(実験設備等)と同時に行う。)	・原子炉プール ・実験孔設備(上部遮蔽プラグ、下部遮蔽プラグ、鉛遮蔽体) ・中性子ラジオグラフィ室に通じる貫通孔の遮蔽体 ・原子炉建家 ・軽水

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
	2 工場等(原子力船を含む。)内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。	○ 知見考慮	・設備ごとに設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・遮蔽設備の構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。		
		○ 同時確認	【線量当量率の測定検査】(第38条(実験設備等)と同時に行う。)	・原子炉プール ・実験孔設備(上部遮蔽プラグ、下部遮蔽プラグ、鉛遮蔽体) ・中性子ラジオグラフィ室に通じる貫通孔の遮蔽体 ・軽水	
		○ 同時確認	【カプセル装荷装置(A型)の外観検査】(第38条(実験設備等)と同時に行う。) 【カプセル装荷装置(B型)の外観検査】(第38条(実験設備等)と同時に行う。)	・カプセル装荷装置(A型、B型)	
	二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合は、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること。	○ 知見考慮	・設備ごとに設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・遮蔽設備の構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。		
		○ 同時確認	【線量当量率の測定検査】(第38条(実験設備等)と同時に行う。)	・実験孔設備(上部遮蔽プラグ、下部遮蔽プラグ) ・中性子ラジオグラフィ室に通じる貫通孔の遮蔽体	
		○ 同時確認	【カプセル装荷装置(A型)の外観検査】(第38条(実験設備等)と同時に行う。) 【カプセル装荷装置(B型)の外観検査】(第38条(実験設備等)と同時に行う。)	・カプセル装荷装置(A型、B型)	
	三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること。	○ 知見考慮	・設備ごとに設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・遮蔽設備の構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	・軽水 ・原子炉プール ・実験孔設備(上部遮蔽プラグ、下部遮蔽プラグ、鉛遮蔽体) ・カプセル装荷装置(A型、B型) ・中性子ラジオグラフィ室に通じる貫通孔の遮蔽体	
	17 換気設備	第十七条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	○ 同時確認	【気体廃棄設備の風量確認検査】(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・原子炉建家排気系統(排風機) ・セミホットケープ排気系統(排風機) ・制御棟排気系統(排風機) ・燃料棟排気系統(排風機) ・機械棟排気系統(排風機) ・照射物管理棟排気系統(排風機)
			一	・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	
○ 同時確認		【気体廃棄設備の風量確認検査】(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・原子炉建家排気系統 ・セミホットケープ排気系統 ・制御棟排気系統		
保安記録確認		・気体廃棄設備の外観については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・燃料棟排気系統 ・機械棟排気系統 ・照射物管理棟排気系統		

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
		三 ろ過装置を有する場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	—	<ul style="list-style-type: none"> ろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ろ過装置の取替えが容易な構造については、変化することがないため、定期事業者検査は不要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建家排気系統(空気浄化装置) セミホットケープ排気系統(空気浄化装置) 制御棟排気系統(空気浄化装置) 燃料棟排気系統(空気浄化装置) 機械棟排気系統(空気浄化装置) 照射物管理棟排気系統(空気浄化装置)
		四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸入し難いように設置されたものであること。	—	<ul style="list-style-type: none"> 設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 給気口の位置は変化しないことから、定期事業者検査は不要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建家給気系統 制御棟給気系統 燃料棟給気系統 機械棟給気系統 照射物管理棟給気系統
19	溢水による損傷の防止	第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	<ul style="list-style-type: none"> 設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉停止回路 制御棟駆動機構
		2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	○ 同時確認	【原子炉建家の外観検査】(第6条(地震による損傷の防止)、第12条(材料及び構造等)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建家地下(ドレンタンク室含む)、原子炉建家1階(パーソナルドア及びトラックドアの段差)
			○ 同時確認	【建家の外観検査】(機械棟(水処理室の堰)(第6条(地震による損傷の防止)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	<ul style="list-style-type: none"> 水処理室の堰
			保安記録確認	放射性物質移送配管(原子炉プールオーバーフローライン、燃料貯留プールオーバーフローライン)の外観については保安記録確認として実施する。(第26条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に行う。)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉プールオーバーフローライン 燃料貯留プールオーバーフローライン
			保安記録確認	放射性物質移送配管(床ドレン)の外観については保安記録確認として実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 床ドレン(設工認対象のみ)
			●	【燃料棟サンプルポンプの作動検査】	<ul style="list-style-type: none"> 燃料棟サンプルポンプ
			●	【制御棟サンプルポンプの作動検査】	<ul style="list-style-type: none"> 制御棟サンプルポンプ
			保安記録確認	燃料棟サンプルピット及びサンプルポンプの外観は保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	<ul style="list-style-type: none"> 燃料棟サンプルピット及びサンプルポンプ
	保安記録確認	制御棟サンプルピット及びサンプルポンプの外観は保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	<ul style="list-style-type: none"> 制御棟サンプルピット及びサンプルポンプ 		
20	安全避難通路等	第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路	●	【誘導灯の性能検査】	<ul style="list-style-type: none"> 誘導灯
			保安記録確認	安全避難通路、誘導標識の点検記録については、保安記録確認として実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 安全避難通路 誘導標識
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	●	【避難用照明の性能検査】	<ul style="list-style-type: none"> 避難用照明
	三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源	保安記録確認	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型照明、懐中電灯については、保安記録確認として実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型照明 懐中電灯 	

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
21	安全設備	第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	—	・二以上の原子炉施設で共用する設備はないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		二 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障(試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同じ。)が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあつては、この限りでない。	○ 知見考慮	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	・原子炉停止回路 ・制御棒
		三 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること。	○ 知見考慮	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	<クラス2の機器> ・炉心支持構造体 ・実験孔 ・原子炉プール ・原子炉停止回路 ・制御棒 ・サブバイル室
		保安記録確認	・照射カプセルの組立後点検(He漏えい)については、保安記録確認として実施する。(第38条(実験設備等)と同時に行う。)	・照射カプセル	
		四 火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによること。 イ 火災の発生を防止するために可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用すること。	○ 知見考慮	・不燃性又は難燃性については、設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。また、使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	・原子炉プール ・原子炉停止回路 ・制御棒 ・照射カプセル ・実験孔 ・サブバイル室
		ロ 必要に応じて火災の発生を感知する設備及び消火を行う設備が設けられていること。	保安記録確認	・法定消防設備点検の記録については保安記録確認として実施する。	・感知器 ・受信機 ・消火栓 ・消火器
		ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること。	—	・感知器、受信機、消火栓、消火器以外の防火措置のための設備はないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		保安記録確認	・廃棄物の金属製容器収納等については、保安記録確認として実施する。	・原子炉建家廃棄物保管場所 ・照射物管理棟廃棄物保管場所 ・機械棟排風機室廃棄物保管場所	
五 前号口の消火を行う設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること。	○ 同時確認	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【制御棒駆動機構の確認検査】(第33条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)と同時に行う。)	・漏電ブレーカー ・(消火設備)* *漏電ブレーカーで対応		
六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置が講じられていること。	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし		
22	炉心等	第二十二条 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造体の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	—	・設備ごとに設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	
		●	【燃料要素外観検査】	・燃料要素 ・計装燃料	
		○ 同時確認	【炉心支持構造体の外観検査】(第11条(機能の確認等)、第12条(材料及び構造等)と同時に確認する。)	・炉心支持構造体	
		○ 同時確認	【反応度抑制効果確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能、第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第33条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)と同時に行う。)	・軽水 ・制御棒(安全棒、調整棒)	

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
	2	燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えられるものでなければならない。	●	【燃料要素外観検査】	燃料要素 ・計装燃料
			○ 同時確認	【炉心支持構造体の外観検査】(第11条(機能の確認等)、第12条(材料及び構造等)と同時に確認する。)	炉心支持構造体
	3	燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないように設置されていなければならない。	○ 同時確認	【反応度抑制効果確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能、第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第33条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)と同時に行う。)	制御棒(安全棒、調整棒)
			—	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	燃料要素 ・計装燃料 ・炉心支持構造体 ・制御棒(安全棒、調整棒)
23	熱遮蔽材	第二十三条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げるところにより熱遮蔽材が設けられていなければならない。 一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。 二 冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないこと。	—	・中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがないため、定期事業者検査は不要である。	なし
			—	・中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがないため、定期事業者検査は不要である。	なし
24	一次冷却材	第二十四条 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 同時確認	【定出力運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)、第33条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)と同時に行う。)	一次冷却材
25	核燃料物質取扱設備	第二十五条 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料(以下「燃料体等」と総称する。)を取り扱う能力を有するものであること。	●	【キャスク外観検査】	・キャスク
		二 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。	保安記録確認	・燃料取扱器具の使用前の点検については、保安記録確認として実施する。	燃料取扱器具
		三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することにより燃料体等が溶融しないものであること。	●	【キャスク外観検査】	・キャスク
		四 取扱中に燃料体等が破損するおそれがないものであること。	—	・燃料取扱器具は臨界に達するおそれのない量(1本ずつ)でしか取り扱えない構造であることを設工認審査及び使用前事業者検査で確認している。	燃料取扱器具
		五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	—	・崩壊熱により燃料体等が溶融するおそれがないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	●	【キャスク外観検査】	・キャスク
		七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により燃料体等の落下を防止できること。	—	・燃料取扱器具は取扱中に燃料要素を落下させにくい構造であることを設置許可審査で確認している。	燃料取扱器具
		八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。	●	【キャスク外観検査】	・キャスク
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	○ 同時確認	【放射線エリアモニタの警報検査】(第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第31条(放射線管理施設)、第41条(警報装置)と同時に行う。)	放射線エリアモニタ ・(原子炉プール)* ・(燃料貯留プール)* *放射線エリアモニタで対応
		—	・燃料体等を取り扱うための動力は必要ないため、定期事業者検査は不要である。	なし	
			—	・崩壊熱は発生しないため、定期事業者検査は不要である。	なし

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
26	核燃料物質貯蔵設備	第二十六条 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。 一 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。	●	【未臨界性確認検査】	・燃料貯蔵棚、貯蔵箱 ・原子炉プール内貯蔵ラック ・燃料貯留プール内貯蔵ラック ・(原子炉プール)*1 ・(燃料貯留プール)*2 *1原子炉プール内貯蔵ラックで 対応 *2燃料貯留プール内貯蔵ラック で対応
		二 燃料体等を貯蔵することができる容量を有すること。	●	【貯蔵能力確認検査】	・燃料貯蔵棚、貯蔵箱 ・原子炉プール内貯蔵ラック ・燃料貯留プール内貯蔵ラック ・(原子炉プール)*1 ・(燃料貯留プール)*2 *1原子炉プール内貯蔵ラックで 対応 *2燃料貯留プール内貯蔵ラック で対応
		三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	○ 同時確認	【放射線エリアモニタの警報検査】(第25条(核燃料物質取扱設備)、第31条(放射線管理施設)、第41条(警報装置)と同時に行う。)	・放射線エリアモニタ ・(原子炉プール)* ・(燃料貯留プール)* ・(燃料貯蔵棚、貯蔵箱)* *放射線エリアモニタで対応
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	—	・崩壊熱は発生しないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		2 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食することを防止し得るものであること。	—	・燃料被覆管の材料及び貯蔵設備の構造上、腐食するおそれがないため、定期事業者検査は不要である。	・燃料被覆管 ・(原子炉プール)* ・(燃料貯留プール)* ・(燃料貯留プール内貯蔵ラック)* ・(原子炉プール内貯蔵ラック)* *燃料被覆管で対応
		二 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものであること。	○ 同時確認	【原子炉建家の外観検査】(第6条(地震による損傷の防止)、第12条(材料及び構造等)、第15条(放射性物質による損傷の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)、第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・原子炉プール及び燃料貯留プール(原子炉建家の内壁)
			○ 同時確認	【原子炉プール漏えい検査】(第11条(機能の確認等)、第12条(材料及び構造等)、第29条(液位の保持等)、第38条(実験設備等)と同時に行う。)	・原子炉プール
			○ 同時確認	【燃料貯留プール漏えい検査】(第12条(材料及び構造等)と同時に行う。)	・燃料貯留プール
			—	・原子炉プール内貯蔵ラック及び燃料貯留プール内貯蔵ラックについては、使用にあたって取付位置が変化しないことから、定期事業者検査は不要である。	・原子炉プール内貯蔵ラック ・燃料貯留プール内貯蔵ラック
		三 使用済燃料その他高放射性の燃料体の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。	—	・崩壊熱は発生しないため、定期事業者検査は不要である。	なし

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
		四 使用済燃料その他高放射性的な燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。 イ 液体があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。	○ 同時確認	【原子炉プール漏えい検査】(第11条(機能の確認等)、第12条(材料及び構造等)、第29条(液位の保持等)、第38条(実験設備等)と同時に行う。)	・原子炉プール
			○ 同時確認	【燃料貯留プール漏えい検査】(第12条(材料及び構造等)と同時に行う。)	・燃料貯留プール
			保安記録確認	・放射性物質移送配管(原子炉プールオーバーフローライン、燃料貯留プールオーバーフローライン)の外観については保安記録確認として実施する。(第19条(溢水による損傷の防止)と同時に行う。)	・原子炉プールオーバーフローライン ・燃料貯留プールオーバーフローライン
		□ 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること。	○ 同時確認	【警報回路設定値確認検査】(原子炉プール水位系)(第28条(冷却設備等)、第34条(原子炉制御室等)、第38条(実験設備等)及び第41条(警報装置)と同時に行う。)	・警報回路 ・原子炉プール水位系 ・(原子炉プール)* *原子炉プール水位系で対応
			●	【燃料貯留プール水位系の作動検査】	・燃料貯留プール水位系
			保安記録確認	・燃料貯留プール液面計の点検校正については、保安記録確認として実施する。	・燃料貯留プール液面計
27	一次冷却材処理装置	第二十七条 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含む一次冷却材(次条第一項第四号に掲げる設備から排出される放射性物質を含む流体を含む。)を通常運転時において系統外に排出する場合は、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
28	冷却設備等	第二十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。 一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材その他の流体を循環させる設備	—	・自然循環による冷却であり、一次冷却材を強制的に循環させる設備はないため定期事業者検査は不要である。	なし
		二 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉にあつては、運転時における原子炉容器の液位を自動的に調整する設備	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		三 密閉容器型原子炉(燃料体及び一次冷却材が容器(原子炉格納施設を除く。)内に密閉されている試験研究用等原子炉をいう。)にあつては、原子炉容器内の圧力を自動的に調整する設備	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		四 一次冷却材に含まれる放射性物質及び不純物の濃度を試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に保つ設備	○ 同時確認	【プール水精製設備浄化能力確認検査】(第30条(計測設備)と同時に行う。)	・プール水精製系
		五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除去する設備	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生したときに想定される最も厳しい条件下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		七 前二号の設備により除去された熱を最終ヒートシンクへ輸送することができる設備	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		2 前項の設備は、冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない。	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
3 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却システム設備からの一次冷却材の漏えいを検出する装置が設けられていなければならない。	○ 同時確認	【警報回路設定値確認検査(原子炉プール水位系)】(第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第34条(原子炉制御室等)、第38条(実験設備等)及び第41条(警報装置)と同時に行う。)	・警報回路 ・原子炉プール水位系		
29	液位の保持等	第二十九条 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉施設にあつては、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合において原子炉容器内の液位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持する機能を有する設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の当該設備に加わる負荷に耐えるものでなければならない。	○ 同時確認	【サブパイル室の外観検査】(第11条(機能の確認等)、第12条(材料及び構造等)と同時に行う。)	・サブパイル室
			○ 同時確認	【原子炉プール漏えい検査】(第11条(機能の確認等)、第12条(材料及び構造等)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第38条(実験設備等)と同時に行う。)	・原子炉プール
			保安記録確認	・サイフォンブレイク孔の外観については保安記録確認として実施する。	・サイフォンブレイク孔(一次冷却設備、プール水精製系)
		2 試験研究用等原子炉施設のうち、冠水維持設備を設けるものにあつては、前項に定めるところによるほか、原子炉容器内の設計水位を確保できるものでなければならない。	○ 同時確認	【サブパイル室の外観検査】(第11条(機能の確認等)、第12条(材料及び構造等)と同時に行う。)	・サブパイル室

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
30	計測設備	第三十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。 一 熱出力及び炉心における中性子束密度	○ 同時確認	【原子炉停止回路設定値確認検査】(第11条(機能の確認等)、第32条(安全保護回路)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。) ・核計装の点検校正について、検査前条件の中で確認する。	・核計装
		二 炉周期	○ 同時確認	【原子炉停止回路設定値確認検査】(第11条(機能の確認等)、第32条(安全保護回路)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。) ・核計装の点検校正について、検査前条件の中で確認する。	・核計装
		三 制御棒(固体の制御材をいう。以下同じ。)の位置	○ 同時確認	【反応度抑制効果確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能、第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第33条(反応度制御系統及び原子炉停止系統))と同時に行う。) ・制御棒位置指示計の校正について、検査前条件の中で確認する。	・制御棒位置指示計
		四 一次冷却材に関する次の事項 イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度	○ 同時確認	【プール水精製設備浄化能力確認検査】(第28条(冷却設備等)と同時に行う。) ・pH計、導電率計の点検校正について、検査前条件の中で確認する。	・pH計 ・導電率計
		ロ 原子炉容器内における温度、圧力、流量及び液位	○ 同時確認	【原子炉停止回路設定値確認検査】(第11条(機能の確認等)、第32条(安全保護回路)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。) ・原子炉プール水温系、原子炉プール液面計の点検校正について、検査前条件の中で確認する。	・原子炉プール水温系 ・原子炉プール液面計
		2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し及び対策を講ずるために必要な試験研究用等原子炉の停止後の温度、液位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という。))を、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視し及び記録することができる設備が設けられていなければならない。	○ 同時確認	【原子炉停止回路設定値確認検査】(第11条(機能の確認等)、第32条(安全保護回路)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。) ・核計装、燃料温度計、原子炉プール液面計の点検校正について、検査前条件の中で確認する。	・燃料温度系 ・原子炉プール液面計 ・核計装
		○ 同時確認	【排気モニタの警報検査】(第31条(放射線管理施設)、第41条(警報装置)と同時に行う。)	・排気ガスモニタ ・排気ダストモニタ	
31	放射線管理施設	第三十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度 二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	○ 同時確認	【排気モニタの警報検査】(第30条(計測設備)、第41条(警報装置)と同時に行う。)	・排気ガスモニタ ・排気ダストモニタ
		三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量及び空気中の放射性物質の濃度	○ 同時確認	【放射線エアロモニタの警報検査】(第25条(核燃料物質取扱設備)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第41条(警報装置)と同時に行う。)	・放射線エアロモニタ
		●	【室内ダストモニタの警報検査】	・室内モニタ	
		—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし	

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
32	安全保護回路	第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられていなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。	○ 同時確認	【原子炉停止回路設定値確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。)	・原子炉停止回路
			●	【原子炉保護用インターロック回路の確認検査】	・原子炉保護用インターロック回路
		二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいする可能性が生じる場合において、これを抑制し又は防止するための設備を速やかに作動させる必要があるときは、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。	—	・低出力炉であり、多量の放射性物質の漏洩する事故の想定はないため施設定期事業者検査は不要である。	なし
		三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性又は多様性を確保するものであること。	—	・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	
		○ 同時確認	【原子炉停止回路設定値確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。)	・原子炉停止回路	
			●	【原子炉保護用インターロック回路の確認検査】	・原子炉保護用インターロック回路
		四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものであること。	—	・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	
		○ 同時確認	【原子炉停止回路設定値確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。)	・原子炉停止回路	
			●	【原子炉保護用インターロック回路の確認検査】	・原子炉保護用インターロック回路
		五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の試験研究用等原子炉の運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合においても、試験研究用等原子炉施設への影響が緩和される状態に移行し、又は当該事象が進展しない状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。	—	・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	
		○ 同時確認	【原子炉停止回路設定値確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。)	・原子炉停止回路	
			●	【原子炉保護用インターロック回路の確認検査】	・原子炉保護用インターロック回路
		六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。	—	・安全保護回路は電子計算機を有していないことから定期事業者検査は不要である。	なし
		七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合において、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものであること。	○ 同時確認	・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【原子炉停止回路設定値確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。)	・核計装(安全出力系、パルス出力系) ・原子炉プール水位系 ・燃料温度系 ・地震検出計
		八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更できるものであること。	—	・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	
			○ 同時確認	【原子炉停止回路設定値確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。)	・原子炉停止回路
●	【原子炉保護用インターロック回路の確認検査】		・原子炉保護用インターロック回路		

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
33	反応度制御系統及び原子炉停止系統	第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないよう反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられていなければならない。 一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物(試験炉許可基準規則第十九条第一号に規定する実験物をいう。以下同じ。)の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。	○ 同時確認	【定出力運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)、第24条(一次冷却材)と同時に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・定出力自動運転制御系
			○ 同時確認	【台形パルス運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)と同時に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・パルス自動運転制御系
			○ 同時確認	【合成パルス運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)と同時に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・パルス自動運転制御系 ・燃料要素
			○ 同時確認	【反応度抑制効果確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能、第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第30条(計測設備))と同時に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構
			○ 同時確認	【単一パルス運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)と同時に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・燃料要素
			●	【過剰反応度検査】	・原子炉制御設備(制御棒)
		二 制御棒を用いる場合にあっては、次のとおりとすること。 イ 炉心からの飛び出し、又は落下を防止するものであること。	○ 同時確認	・設備ごとに施工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【制御棒駆動機構の確認検査】(第21条(安全設備)と同時に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構
		ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。	○ 同時確認	【反応度抑制効果確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能、第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第30条(計測設備))と同時に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構
		2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならない。 一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものであること。ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であって、次に掲げるときは、この限りでない。 イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。 ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。	—	・設置許可審査、施工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・制御棒のみで構成される。	なし
		二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	○ 同時確認	【反応度抑制効果確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能、第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第30条(計測設備))と同時に行う。)	・制御棒
		三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	○ 同時確認	【反応度抑制効果確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能、第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第30条(計測設備))と同時に行う。)	・制御棒
		四 制御棒を用いる場合にあっては、一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。	●	【原子炉停止余裕検査】	・原子炉制御設備(制御棒)
3 制御材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 同時確認 知見考慮	・設置許可審査、施工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 【反応度抑制効果確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能、第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第30条(計測設備))と同時に行う。) 【制御棒駆動機構の確認検査】(第21条(安全設備)と同時に行う。)	・制御棒		
4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること。	○ 同時確認	【制御棒駆動機構の確認検査】(第21条(安全設備)と同時に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・パルス自動運転制御系 ・圧縮空気設備(10k系空気圧縮機) ・定出力自動運転制御系		
	●	【落下時間測定検査】	・制御棒		

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
	二 制御棒を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御棒が反応度を増加させる方向に動かないものであること。	—	—	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・動作原理上、反応度を増加させない構造であるため、定期事業者検査は不要である。	・制御棒駆動機構
		三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を損壊することがないものであること。	—	—	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。
		保安記録確認	—	・週間点検(制御棒駆動機構作動試験)について、保安記録確認として実施する。	・制御棒駆動機構(安全棒、調整棒、調節用トランジェント棒)
			—	・月例点検(反応度投入に要する時間)について、保安記録確認として実施する。	・制御棒駆動機構(調節用トランジェント棒、高速トランジェント棒)
	5	制御棒の最大反応度値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象(試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。第六十四条第五項において同じ。)に対して炉心冠水維持パウンドリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさなければならぬ。	○ 同時確認	【反応度抑制効果確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能、第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第30条(計測設備))と同時に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構
	6	原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。	○ 同時確認	【制御用インターロック回路の確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。)	・制御棒自動挿入回路
			○ 同時確認	【反応度抑制効果確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能、第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第30条(計測設備))と同時に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構
			○ 同時確認	【定出力運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)、第24条(一次冷却材)と同時に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・定出力自動運転制御系
			○ 同時確認	【台形パルス運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)と同時に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・パルス自動運転制御系
	○ 同時確認	【合成パルス運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)と同時に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・パルス自動運転制御系 ・燃料要素		
34	原子炉制御室等	第三十四条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉制御室が設けられていなければならない。	—	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないため、定期事業者検査は不要である。	・制御棟 ・制御室
		2 原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置が集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう設置されたものでなければならない。	○ 同時確認	【警報回路設定値確認検査】(第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第28条(冷却設備等)、第38条(実験設備等)及び第41条(警報設備)と同時に行う。)	・警報回路
			○ 同時確認	【制御用インターロック回路の確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。)	・制御用インターロック回路
		—	・制御室及び計測制御盤Ⅰに主要な装置が集中していることを設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認しており、構造が変化しないため、定期事業者検査は不要である。	・制御室 ・計測制御盤Ⅰ	
		3 原子炉制御室は、従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造でなければならない。	—	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・構造が変化しないため、定期事業者検査は不要である。	・制御棟 ・制御室
		4 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるように、遮蔽設備の設置その他の適切な放射線防護措置が講じられたものでなければならない。	—	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・原子炉停止後に制御室にとどまって監視しなくても安全性に影響はないため、定期事業者検査は不要である。	なし
5 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態を維持することができる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	○ 同時確認	【原子炉停止回路設定値確認検査】(安全スイッチ)(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第32条(安全保護回路)に係る検査と同時に行う。)	・安全スイッチ		

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備	
条	項目					
35	廃棄物処理設備	第三十五条 工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)が設けられていなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	○ 同時確認	【気体廃棄設備の風量確認検査】(第17条(換気設備)と同時に進行。)	・原子炉建家排気系統 ・セミホットケープ排気系統 ・燃料棟排気系統 ・制御棟排気系統 ・機械棟排気系統 ・照射物管理棟排気系統	
			●	【気体廃棄設備の捕集効率確認検査】	・排気筒及び燃料棟排気筒については、設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認しており、構造が変化しないため、定期事業者検査は不要である。	・排気筒 ・燃料棟排気筒
			—	・放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	・液体廃棄設備	
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	—	・化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないことから、定期事業者検査は不要である。 ・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	・原子炉建家排気系統 ・セミホットケープ排気系統 ・制御棟排気系統 ・燃料棟排気系統 ・機械棟排気系統 ・照射物管理棟排気系統 ・液体廃棄設備	
		三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。	—	・気体廃棄設備の外観については保安記録確認として実施する。(第17条(換気設備)と同時に進行)	・原子炉建家排気系統 ・セミホットケープ排気系統 ・制御棟排気系統 ・燃料棟排気系統 ・機械棟排気系統 ・照射物管理棟排気系統	
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	保安記録確認	・ろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・構造が変化することがないため、定期事業者検査は不要である。	・原子炉建家排気系統 ・セミホットケープ排気系統 ・制御棟排気系統 ・燃料棟排気系統 ・機械棟排気系統 ・照射物管理棟排気系統	
		五 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	—	・配管の位置については、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。		
		六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	保安記録確認	・放射性物質移送配管(ドレンタンク水移送ポンプの配管、弁)の外観については保安記録確認として実施する。(第12条(材料及び構造等)と同時に進行。)	・ドレンタンク、ドレンタンク水移送ポンプ、配管、弁	
			保安記録確認	・ドレンタンクの外観、ドレンタンク水移送ポンプの作動については保安記録確認として実施する。(第12条(材料及び構造等)と同時に進行。)		
			保安記録確認	・液体廃棄設備の外観(廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁)については保安記録確認として実施する。(第12条(材料及び構造等)と同時に進行。)	・廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁	
保安記録確認	・液体廃棄設備の外観(廃液処理室サンプルピット、廃液処理室サンプルポンプ、配管、弁)については保安記録確認として実施する。		・廃液処理室サンプルピット、廃液処理室サンプルポンプ、配管、弁			
保安記録確認	・制御棟サンプルピット、ポンプ、燃料棟サンプルピット、ポンプの外観については保安記録確認として実施する。(第19条(溢水による損傷の防止)と同時に進行。)		・制御棟サンプルピット、ポンプ、配管、弁			
保安記録確認	・配管、弁の外観については保安記録確認として実施する。	・燃料棟サンプルピット、ポンプ、配管、弁				
保安記録確認	・放射性物質移送配管(ブルドレンポンプの配管、弁)の外観については保安記録確認として実施する。 ・ブルドレンポンプの作動については保安記録確認として実施する。	・ブルドレンポンプ、配管、弁				

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備		
条	項目						
			保安記録確認	・放射性物質移送配管(ドレンタンク室サンプの配管、弁)の外観について保安記録確認として実施する。 ・ドレンタンク室サンプの外観、ドレンタンク室サンプポンプの作動については保安記録確認として実施する。	・ドレンタンク室サンプ、ドレンタンク室サンプポンプ、配管、弁		
			保安記録確認	・放射性物質移送配管(サブパイル室サンプポンプの配管、弁)の外観について保安記録確認として実施する。 ・サブパイル室サンプの外観、サブパイル室サンプポンプの作動については保安記録確認として実施する。	・サブパイル室サンプ、サブパイル室サンプポンプ、配管、弁		
		七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が散逸し難いものであること。	—	・当該設備はなく、廃棄物処理施設に引き渡して処理する。	なし		
		2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備(液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。)が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。	○ 同時確認	【原子炉建家の外観検査】(ドレンタンク室)(第6条(地震による損傷の防止)、第12条(材料及び構造等)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)及び第26条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に行う。)	・ドレンタンク室		
		二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物とその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が設けられていること。	○ 同時確認	【建家の外観検査】(機械棟水処理室)(第6条(地震による損傷の防止)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)と同時に行う。)	・水処理室		
			○ 同時確認	【原子炉建家の外観検査】(ドレンタンク室)(第6条(地震による損傷の防止)、第12条(材料及び構造等)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)及び第26条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に行う。)	・ドレンタンク室		
		三 施設外に通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設けられていること。ただし、施設内部の床面又は地表面より低い場合であって液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	○ 同時確認	【建家の外観検査】(機械棟水処理室)(第6条(地震による損傷の防止)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)と同時に行う。)	・水処理室		
			○ 同時確認	【原子炉建家の外観検査】(ドレンタンク室)(第6条(地震による損傷の防止)、第12条(材料及び構造等)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)及び第26条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に行う。)	・ドレンタンク室		
		36	保管廃棄設備	第三十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。	保安記録確認	・廃棄物の保管容量の管理については、保安記録確認として実施する。	・原子炉建家廃棄物保管場所 ・照射物管理棟廃棄物保管場所 ・機械棟排風機室廃棄物保管場所
				二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。	保安記録確認	・適切な廃棄物容器等により汚染の拡大防止を図る。保安記録確認として実施する。	・原子炉建家廃棄物保管場所 ・照射物管理棟廃棄物保管場所 ・機械棟排風機室廃棄物保管場所
三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。	—			・崩壊熱や放射線照射等により廃棄物が過熱されるおそれ及び化学薬品の使用がないため、定期事業者検査は不要である。	なし		
2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように設置されたものでなければならない。	保安記録確認			・適切な廃棄物容器等により汚染の拡大防止を図る。保安記録確認として実施する。	・原子炉建家廃棄物保管場所 ・照射物管理棟廃棄物保管場所 ・機械棟排風機室廃棄物保管場所		
3 前条第二項の規定は、液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。	—			・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし		

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備	
条	項目					
37	原子炉格納施設	第三十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設が設けられていなければならない。 一 通常運転時に、その内部を負圧状態に維持し得るものであり、かつ、所定の漏えい率を超えることがないものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあっては、この限りでない。	●	【負圧の確認検査】	・原子炉建家 ・原子炉建家排気系統 ・トラックドア ・パーソナルドア ・緊急脱出口	
		二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減するものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあっては、この限りでない。	●	【負圧の確認検査】	・原子炉建家 ・原子炉建家排気系統 ・トラックドア ・パーソナルドア ・緊急脱出口	
			—	・排気筒については、設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認しており、構造が変化しないため、定期事業者検査は不要である。	・排気筒	
38	実験設備等	第三十八条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備等(試験炉許可基準規則第二十九条に規定する実験設備等をいう。以下この条において同じ。)は、次に掲げるものでなければならない。 一 実験設備の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること。	—	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。		
			○ 同時確認	【原子炉プール漏えい検査】(第11条(機能の確認等)、第12条(材料及び構造等)、第28条(核燃料物質貯蔵設備)、第29条(液位の保持等)と同時に行う。)(実験孔の健全性の確認)	・実験孔	
			○ 同時確認	【警報回路設定値確認検査】(実験物固定異常)(第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第28条(冷却設備等)、第34条(原子炉制御室等)及び第41条(警報設備)と同時に行う。)	・ホールドダウン機構 ・カプセル掴み装置	
			○ 同時確認	【線量当量率の測定検査】(第16条(遮蔽等)と同時に行う。)	・上部遮蔽プラグ ・下部遮蔽プラグ ・鉛遮蔽体 ・中性子ラジオグラフィ室に通じる貫通孔の遮蔽体	
			○ 同時確認	【カプセル装荷装置(A型)の外観検査】(第16条(遮蔽等)と同時に行う。) 【カプセル装荷装置(B型)の外観検査】(第16条(遮蔽等)と同時に行う。)	・カプセル装荷装置(A型、B型)	
			保安記録確認	・照射カプセルの使用時の点検については、保安記録確認として実施する。	・照射カプセル	
			○ 同時確認	【警報回路設定値確認検査】(実験物固定異常)(第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第28条(冷却設備等)、第34条(原子炉制御室等)及び第41条(警報設備)と同時に行う。)	・ホールドダウン機構 ・カプセル掴み装置	
			—	・照射カプセルについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	・照射カプセル	
			三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。	保安記録確認	・照射カプセルの組立後点検(He漏えい)については、保安記録確認として実施する。(第21条(安全設備)と同時に行う。)	・照射カプセル
				○ 同時確認	【線量当量率の測定検査】(第16条(遮蔽等)と同時に行う。)	・上部遮蔽プラグ ・下部遮蔽プラグ ・鉛遮蔽体 ・中性子ラジオグラフィ室に通じる貫通孔の遮蔽体
	四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全に必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。	○ 同時確認	【警報回路設定値確認検査】(実験物固定異常)(第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第28条(冷却設備等)、第34条(原子炉制御室等)及び第41条(警報設備)と同時に行う。)	・ホールドダウン機構 ・カプセル掴み装置 ・警報回路		
	五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡できる場所であること。	○ 同時確認	【ページング式インターホン装置の性能検査】(第42条(通信連絡設備)に係る検査と同時に行う。)	・ページング式インターホン装置		
39	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第三十九条 中出力炉、高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれのあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	—	・低出力炉であり、多量の放射性物質の漏洩する事故の想定はないため施設定期事業者検査は不要である。	なし	

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目				
40	保安電源設備	第四十条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保し必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	○ 同時確認	【非常用電源設備の作動検査】(第30条(計測制御系統施設)と同時に行う。)	・ディーゼル発電機 ・蓄電池
		2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているものでなければならない。	○ 同時確認	【非常用電源設備の作動検査】(第30条(計測制御系統施設)と同時に行う。)	・蓄電池
		3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全文流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていなければならない。	○ 同時確認	【非常用電源設備の作動検査】(第30条(計測制御系統施設)と同時に行う。)	・ディーゼル発電機 ・蓄電池
41	警報装置	第四十一条 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない。	○ 同時確認	【警報回路設定値確認検査】(第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第28条(冷却設備等)、第34条(原子炉制御室等)及び第38条(実験設備等)と同時に行う。)	・警報回路 ・核計装 ・燃料温度系 ・原子炉プール水位系 ・原子炉プール水温系 ・ホールドダウン機構 ・カプセル掴み装置 ・廃液タンク
			○ 同時確認	【放射線エリアモニタの警報検査】(第25条(核燃料物質取扱設備)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第31条(放射線管理施設)と同時に行う。)	・放射線エリアモニタ
			○ 同時確認	【排気モニタの警報検査】(第30条(計測設備)、第31条(放射線管理施設)と同時に行う。)	・排気ダストモニタ ・排気ガスモニタ
			●	【ドレンタンクの漏えい検知器の作動検査】	・(事故警報装置)* *漏えい検知器を対象とする ・ドレンタンクの漏えい検知器
		●	【廃液タンクの漏えい検知器の作動検査】	・(事故警報装置)* *漏えい検知器を対象とする ・廃液タンクの漏えい検知器	
42	通信連絡設備等	第四十二条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。	○ 同時確認	【ページング式インターホン装置の性能検査】(第38条(実験設備等)に係る検査と同時に行う。)	・ページング式インターホン装置
		2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線が設けられていなければならない。	●	【施設間通信連絡設備の性能検査】	・携帯電話 ・固定電話

設備保全整理表 (NSRR原子炉施設)

許可書 記載事項	保全対象設備機器				供用設備(通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査)					中長期保守(通常の検査間隔12月間を超える期間での保全)			備考	担当課室
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、 △保安記録確認) (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	点検頻度 (◎保安規定、○運転手引等、 △課長制定文書等) ()付きは、事後保全における自主的な 点検	要領書 索引番号	点検補修	更新改造	要領書 索引番号		
口 試験研究用等原子炉施設	原子炉建家			—	—								原子炉格納施設に記載	NSRR管理課
			クレーン	低	事後			(Δ年次、Δ月例)	(法定)				法定クレーン点検	NSRR管理課
		制御棟		低	時間※	○建家の外観検査(6, 15, 19)	定事検 炉自検						使用施設と共用	NSRR管理課
		燃料棟		低	時間※	○建家の外観検査(6, 15, 19)	定事検 炉自検						使用施設と共用	NSRR管理課
			クレーン	低	事後			(Δ年次、Δ月例)	(法定)				法定クレーン点検	NSRR管理課
		燃料棟機械室		低	時間※	○建家の外観検査(6)	定事検 炉自検						使用施設と共用	NSRR管理課
		照射物管理棟		低	時間※	○建家の外観検査(6, 15, 19)	定事検 炉自検						使用施設と共用	NSRR管理課
			クレーン	低	事後			(Δ年次、Δ月例)	(法定)				法定クレーン点検	NSRR管理課
		照射物管理棟排風機室		低	時間※	○建家の外観検査(6)	定事検 炉自検						使用施設と共用	NSRR管理課
		機械棟		低	時間※	○建家の外観検査(6, 15, 19, 35)	定事検 炉自検						使用施設と共用	NSRR管理課
	渡り廊下		低	事後									NSRR管理課	
	防護資材庫		低	事後									NSRR管理課	
ハ 原子炉本体														
(1)試験研究用等原子炉の炉心	炉心	炉心支持構造体	中	時間	○炉心支持構造体の外観検査(11, 12, 22)	定事検 炉自検				定期(10年置き) (外観)	更新未定	本課炉6		NSRR管理課
(2)燃料体	燃料体	燃料要素	低	時間	○燃料要素外観検査(22) ◎単一パルス運転検査(10, 33) ○合成パルス運転検査(10, 33)	定事検 炉自検	◎半期(貯蔵中)	保規7、選手引		定期(100%/5年) (外観)	更新未定	本課炉6 炉自検		NSRR管理課
		計装燃料	低	時間	○燃料要素外観検査(22)	定事検 炉自検	◎半期(貯蔵中)	保規7、選手引		定期(100%/5年) (外観)	更新未定	本課炉6 炉自検		NSRR管理課
(4)原子炉容器		原子炉プール	中	時間	○原子炉プール漏えい検査(11, 12, 26, 29) ○検査当量率の測定検査(16)	定事検 炉自検	◎半期	保規7、選手引		定期(100%/10年) (溶接線の 外観)	更新未定	本課炉6	使用施設と共用	NSRR管理課
ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設														
(1)核燃料物質取扱設備の構造	核燃料物質取扱施設	核燃料物質取扱設備	低	時間※	△点検記録確認(燃料取扱器具の点検)(25)	定事検	△使用前	選手引 炉自点						NSRR管理課
		キャスク	低	時間※	○キャスク外観検査(25)	定事検 炉自検				定期(3年置き) (外観)	更新未定	本課炉7		NSRR管理課
(2)核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力	核燃料物質貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	低	時間※	●未臨界性確認検査(26) ●貯蔵能力確認検査(26)	定事検	◎半期 △定事検毎(未臨界性確認、貯蔵能力確認)	保規7、選手引 炉自点						NSRR管理課
		原子炉プール内貯蔵ラック	低	時間※	●未臨界性確認検査(26) ●貯蔵能力確認検査(26)	定事検	◎半期 △定事検毎(未臨界性確認、貯蔵能力確認)	保規7、選手引 炉自点						NSRR管理課
		燃料貯留プール	低	時間	○燃料貯留プール漏えい検査(12, 26)	定事検 炉自検	◎半期 ○月例	保規7、選手引						NSRR管理課
		燃料貯留プール内貯蔵ラック	低	時間※	●未臨界性確認検査(26) ●貯蔵能力確認検査(26)	定事検	◎半期 △定事検毎(未臨界性確認、貯蔵能力確認)	保規7、選手引 炉自点						NSRR管理課
ホ 原子炉冷却系統施設														
(1)一次冷却設備	原子炉冷却系統施設	一次冷却設備	—	—			(O月例)	選手引						NSRR管理課
		一次冷却材	—	—	○定出力運転検査(24)	定事検 炉自検	△定事検毎(熱出力の確認)	炉自点						NSRR管理課
		一次系ポンプ	低	事後			(O月例) (△定事検毎(漏えい、作動)) (△定事検毎(漏えい)) (△定事検毎(外観))	選手引 炉自点 本課2	定期(10年置き) (分給)	更新未定	本課炉6		NSRR管理課	
		配管	低	事後			(△定事検毎(漏えい)) (△定事検毎(外観))	炉自点 本課2					NSRR管理課	
		弁	低	事後			(△定事検毎(漏えい)) (△定事検毎(外観))	炉自点 本課2					NSRR管理課	
		熱交換器	低	事後			(△定事検毎(漏えい))	炉自点					NSRR管理課	
		サイフォンブレーク孔	低	時間	△巡視記録確認(サイフォンブレーク孔の外観)(29)	定事検	○日常	選手引 本課炉3						NSRR管理課

設備保全整理表 (NSRR原子炉施設)

許可書 記載事項	保全対象設備機器				供用段階(通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査)				中長期保守(通常の検査間隔12月間を超える期間での保全)			備考	担当課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (●立会確認、◎採取確認、○記録確認、 △保安記録確認) (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	点検頻度 (◎保安規定、○運転手引等、 △課長制定文書等) ()付きは、事後保全における自主的な 点検	要領書 索引番号	点検修繕	更新改造			要領書 索引番号
(2)二次冷却設備	二次冷却設備			—	—									NSRR管理課
		二次系ポンプ	低	事後			(O月例) △定事後毎(漏えい、作動)	運手引 炉自点		定期(10年置き) (分層)	更新未定	本課炉6		NSRR管理課
		配管	低	事後			(△定事後毎(漏えい))	炉自点						NSRR管理課
		弁	低	事後			(△定事後毎(漏えい、作動))	炉自点						NSRR管理課
(4) その他の主要な事項	プール水精製系			—	—	○プール水精製設備浄化能力確認検査(2B)	定事後 炉自点	運手引						NSRR管理課
		プール水精製ポンプ	低	時間※		○プール水精製設備浄化能力確認検査(2B)	定事後 炉自点	運手引 炉自点		定期(10年置き) (分層)	更新未定	本課炉6		NSRR管理課
		プレフィルタ	低	時間※		○プール水精製設備浄化能力確認検査(2B)	定事後 炉自点	運手引 炉自点						NSRR管理課
		脱塩塔	低	時間※		○プール水精製設備浄化能力確認検査(2B)	定事後 炉自点	運手引 炉自点						NSRR管理課
		配管	低	時間※		○プール水精製設備浄化能力確認検査(2B)	定事後 炉自点	運手引 炉自点						NSRR管理課
		弁	低	時間※		○プール水精製設備浄化能力確認検査(2B)	定事後 炉自点	運手引 炉自点						NSRR管理課
		サイフォンブレイク孔	低	時間		△巡視記録確認(サイフォンブレイク孔の外観)(2B)	定事後	運手引 本課炉3						NSRR管理課
	給水系 純水製造装置	脱塩塔(A)(B)	低	事後				運手引	(O月例)					NSRR管理課
		活性炭フィルタ	低	事後				運手引	(O月例)					NSRR管理課
		純水タンク	低	事後										NSRR管理課
		塩酸タンク	低	事後					(O月例)			医薬用外 本課炉4		NSRR管理課
		苛性ソーダタンク	低	事後					(O月例)			医薬用外		NSRR管理課
		塩酸計量槽	低	事後					(△年次(2年に1度))			本課炉4		NSRR管理課
		苛性ソーダ計量槽	低	事後					(O月例)			運手引		NSRR管理課
		塩酸ポンプ	低	事後					(O月例) (△年次(2年に1度))			運手引 本課炉4		NSRR管理課
		苛性ソーダポンプ	低	事後					(O月例)			運手引		NSRR管理課
		排液中和槽	低	事後					(O月例) (△年次)			運手引 本課炉4		NSRR管理課
		配管	低	事後					(△年次(2年に1度))			本課炉4		NSRR管理課
		弁	低	事後					(△年次(2年に1度))			本課炉4		NSRR管理課
	純水供給設備	純水移送ポンプ(I)(II)	低	事後					(O月例) (△定事後毎(作動)(純水(I)のみ))			運手引 炉自点		NSRR管理課
		配管	低	事後					(△定事後毎(作動)(純水(I)のラインのみ))			炉自点		NSRR管理課
		弁	低	事後										NSRR管理課
	排水系	原子炉プールオーバーフローライン	低	時間※		△点検記録確認(放射性物質移送配管の外観)(19、26)	定事後	本課2	△定事後毎(外観)					NSRR管理課
		燃料貯留プールオーバーフローライン	低	時間※		△点検記録確認(放射性物質移送配管の外観)(19、26)	定事後	本課2	△定事後毎(外観)					NSRR管理課
		プールドレンポンプ	低	時間※		△点検記録確認(プールドレンポンプの作動)(35)	定事後	運手引 炉自点	O月例 △定事後毎(作動)					NSRR管理課
		配管	低	時間※		△点検記録確認(放射性物質移送配管の外観)(35)	定事後	本課2	△定事後毎(外観)					NSRR管理課
		弁	低	時間※		△点検記録確認(放射性物質移送配管の外観)(35)	定事後	本課2 炉自点	△定事後毎(外観) △定事後毎(作動)					NSRR管理課
		床ドレン	低	時間※		△点検記録確認(放射性物質移送配管の外観)(19)	定事後	本課2	△定事後毎(外観)					NSRR管理課

設備保全整理表 (NSRR原子炉施設)

許可書 記載事項	保全対象設備機器			供用設備(通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査)				中長期保守(通常の検査間隔12月間を超える期間での保守)			備考	担当課室		
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (●立会確認、◎採取確認、○記録確認、 △保安記録確認) (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	点検頻度 (◎保安規定、○運転手引等、 △課長制定文書等) ()付きは、事後保全における自主的な 点検	要領書 索引番号	点検箇所			更新改造	要領書 索引番号
△計測制御系統施設														
(1)原子炉計装設備	計測制御系統施設	原子炉計装設備	核計装	中	時間※	◎原子炉停止回路設定値確認検査(30, 32)(検査前条件で校正記録を確認) ◎警報回路設定値確認検査(41)	定事検 炉自検	○過例 ○起動前 △定事検毎(点検校正)		運手引 炉自点	更新未定	—		NSRR管理課
			線形出力系	中	時間※	◎原子炉停止回路設定値確認検査(30, 32)(検査前条件で校正記録を確認) ◎警報回路設定値確認検査(41)	定事検 炉自検	○過例 ○起動前 △定事検毎(点検校正)		運手引 炉自点	更新未定	—		NSRR管理課
			安全出力系	中	時間※	◎原子炉停止回路設定値確認検査(30, 32)(検査前条件で校正記録を確認) ◎警報回路設定値確認検査(41)	定事検 炉自検	○過例 ○起動前 △定事検毎(点検校正)		運手引 炉自点	更新未定	—		NSRR管理課
			パルス出力系	中	時間※	◎原子炉停止回路設定値確認検査(30, 32)(検査前条件で校正記録を確認) ◎警報回路設定値確認検査(41)	定事検 炉自検	○過例 ○起動前 △定事検毎(点検校正)		運手引 炉自点	更新未定	—		NSRR管理課
			対数高出力系	中	時間※	◎原子炉停止回路設定値確認検査(30, 32)(検査前条件で校正記録を確認) ◎警報回路設定値確認検査(41)	定事検 炉自検	○過例 ○起動前 △定事検毎(点検校正)		運手引 炉自点	更新未定	—		NSRR管理課
			線形高出力系	中	時間※	◎原子炉停止回路設定値確認検査(30, 32)(検査前条件で校正記録を確認) ◎警報回路設定値確認検査(41)	定事検 炉自検	○過例 ○起動前 △定事検毎(点検校正)		運手引 炉自点	更新未定	—		NSRR管理課
		原子炉計装設備	燃料計装	中	時間※	◎原子炉停止回路設定値確認検査(30, 32)(検査前条件で校正記録を確認) ◎警報回路設定値確認検査(41)	定事検 炉自検	○過例 ○起動前 △定事検毎(点検校正、作動)		運手引 炉自点	更新未定	—		NSRR管理課
		原子炉計装設備	プロセス計装	中	時間※	◎原子炉停止回路設定値確認検査(32) ◎警報回路設定値確認検査(26, 28, 41)	定事検 炉自検	○過例 ○起動前 △定事検毎(作動)		運手引 炉自点	更新未定	—		NSRR管理課
			原子炉プール水温系	中	時間※	◎原子炉停止回路設定値確認検査(30, 32)(検査前条件で校正記録を確認) ◎警報回路設定値確認検査(41)	定事検 炉自検	○過例 ○起動前 △定事検毎(点検校正)		運手引 炉自点	更新未定	—		NSRR管理課
		原子炉計装設備	その他計装	低	事後			(△定事検毎(校正))		—				NSRR管理課
			原子炉プール液面計	低	時間※	◎原子炉停止回路設定値確認検査(30, 32)(検査前条件で校正記録を確認)	定事検 炉自検	△定事検毎(校正)		—				NSRR管理課
			pH計	低	時間※	○プール水精製設備浄化能力確認検査(30)(検査前条件で校正記録を確認)	定事検 炉自検	△定事検毎(校正)		—				NSRR管理課
			導電率計	低	時間※	○プール水精製設備浄化能力確認検査(30)(検査前条件で校正記録を確認)	定事検 炉自検	△定事検毎(校正)		—				NSRR管理課
			燃料破損検出器	低	時間※	△点検記録確認(校正)(30)	定事検	△定事検毎(校正)		—				NSRR管理課
			燃料貯留プール液面計	低	時間※	△点検記録確認(校正)(26)	定事検	△定事検毎(校正)		—				NSRR管理課
			燃料貯留プール水位系	低	時間※	○燃料貯留プール水位系の作動検査(26)	定事検 炉自検	○月例		運手引	更新未定	—		NSRR管理課
(2)安全保護回路	安全保護回路	原子炉停止回路		中	時間※	◎原子炉停止回路設定値確認検査(11, 32)	定事検 炉自検	○過例 ◎起動前 △定事検毎(緊急シャ断)		規程7、運手引 炉自点	更新未定	—		NSRR管理課
		原子炉保護用インターロック回路		中	時間※	◎原子炉保護用インターロック回路の確認検査(32)	定事検 炉自検	○月例		運手引	更新未定	—		NSRR管理課
		地震検出計		中	時間※	◎原子炉停止回路設定値確認検査(32)	定事検 炉自検	○月例 △定事検毎(点検校正)		運手引 炉自点	更新未定	—		NSRR管理課
		安全スイッチ		低	時間※	◎原子炉停止回路設定値確認検査(34)	定事検 炉自検	○過例		運手引	更新未定	—		NSRR管理課
(3)原子炉制御設備	原子炉制御設備(制御棒)			高	時間	●過剰反応検査(33) ●原子炉停止余裕検査(33)	定事検	△定事検毎(過剰反応度、原子炉停止余裕)		炉自点	更新未定	—		NSRR管理課
		安全棒		高	時間	◎反応度抑制効果確認検査(10, 11, 22, 33) ◎落下時間測定検査(33) ◎制御棒駆動機構の確認検査(33) ○定出力運転検査(10, 33) ○単一ハルス運転検査(10, 33) ○台形ハルス運転検査(10, 33) ○合成ハルス運転検査(10, 33)	定事検 炉自検	◎半期(貯蔵中) △定事検毎(予備品外觀)		規程7、運手引 本課炉5	更新未定	—		NSRR管理課
		調整棒		高	時間	◎反応度抑制効果確認検査(10, 11, 22, 33) ◎落下時間測定検査(33) ◎制御棒駆動機構の確認検査(33) ○定出力運転検査(10, 33) ○単一ハルス運転検査(10, 33) ○台形ハルス運転検査(10, 33) ○合成ハルス運転検査(10, 33)	定事検 炉自検	◎半期(貯蔵中) △定事検毎(予備品外觀)		規程7、運手引 本課炉5	更新未定	—		NSRR管理課
		調節用トランジェント棒		高	時間	◎反応度抑制効果確認検査(10, 11, 22, 33) ◎落下時間測定検査(33) ◎制御棒駆動機構の確認検査(33) ○定出力運転検査(10, 33) ○単一ハルス運転検査(10, 33) ○台形ハルス運転検査(10, 33) ○合成ハルス運転検査(10, 33)	定事検 炉自検	△定事検毎(予備品外觀)		本課炉5	更新未定	—		NSRR管理課

設備保全整理表 (NSRR原子炉施設)

許可書 記載事項	保全対象設備機器				供用段階(通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査)				中長期保守(通常の検査間隔12月間を超える期間での保全)			備考	担当課室
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (●立会確認、◎採取確認、○記録確認、 △保安記録確認) (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	点検頻度 (◎保安規定、○運転手引等、 △課長制定文書等) ()付きは、事後保全における自主的な 点検	要領書 索引番号	点検補修	更新改造		
			高速トランジェント棒	高	時間	◎反応度抑制効果確認検査(10.11, 22, 33) ◎落下時間測定検査(33) ◎制御棒駆動機構の確認検査(33) ○定出力運転検査(10, 33) ◎単一バルス運転検査(10, 33) ○台形バルス運転検査(10, 33) ○合成バルス運転検査(10, 33)	定事検 炉自検	△定事検毎(予備品外觀)	本課炉5		更新未定		NSRR管理課
	原子炉制御設備(制御棒駆動 設備)		制御棒駆動機構(安全棒)	中	時間※	◎反応度抑制効果確認検査(10, 22, 33) ◎制御棒駆動機構の確認検査(33) ○定出力運転検査(10, 33) ◎単一バルス運転検査(10, 33) ○台形バルス運転検査(10, 33) ○合成バルス運転検査(10, 33) △点検記録確認(制御棒駆動機構作動試験)(33)	定事検 炉自検	○選例 △定事検毎(予備品外觀)	運手引 本課炉5	定期(100%/5 年)(分解)	更新未定	本課炉6	NSRR管理課
			制御棒駆動機構(調整棒)	中	時間※	◎反応度抑制効果確認検査(10, 22, 33) ◎制御棒駆動機構の確認検査(33) ○定出力運転検査(10, 33) ◎単一バルス運転検査(10, 33) ○台形バルス運転検査(10, 33) ○合成バルス運転検査(10, 33) 保安記録確認(制御棒駆動機構作動試験)(33)	定事検 炉自検	○選例 △定事検毎(予備品外觀)	運手引 本課炉5	定期(100%/5 年)(分解)	更新未定	本課炉6	NSRR管理課
			制御棒駆動機構(調節用トラ ンジェント棒)	中	時間※	◎反応度抑制効果確認検査(10, 22, 33) ◎制御棒駆動機構の確認検査(33) ○定出力運転検査(10, 33) ◎単一バルス運転検査(10, 33) ○台形バルス運転検査(10, 33) ○合成バルス運転検査(10, 33) △点検記録確認(制御棒駆動機構作動試験、反応 度投入に要する時間)(33)	定事検 炉自検	○選例、月別 △定事検毎(予備品外觀)	運手引 本課炉5	定期(100%/3 年、100%/5 年)(分解)	更新未定	本課炉6	NSRR管理課
			制御棒駆動機構(高速トラ ンジェント棒)	中	時間※	◎反応度抑制効果確認検査(10, 22, 33) ◎制御棒駆動機構の確認検査(33) ○定出力運転検査(10, 33) ◎単一バルス運転検査(10, 33) ○台形バルス運転検査(10, 33) ○合成バルス運転検査(10, 33) △点検記録確認(反応度投入に要する時間)(33)	定事検 炉自検	○選例	運手引	定期(100%/3 年)(分解)	更新未定	本課炉6	NSRR管理課
			制御棒駆動機構位置指示計	低	時間※	◎反応度抑制効果確認検査(30)(検査前条件で校 正を確認)	定事検 炉自検	△定事検毎(制御棒位置指示計の校正)	炉自点				NSRR管理課
			漏電ブレーカー	低	時間※	◎制御棒駆動機構の確認検査(21)	定事検 炉自検						NSRR管理課
	原子炉制御設備(出力制御設 備)		定出力自動運転制御系	低	時間※	◎制御棒駆動機構の確認検査(33) ◎警報回路設定値確認検査(41) ○定出力運転検査(10, 33)	定事検 炉自検	○選例 ○起動前	運手引		更新未定		NSRR管理課
			バルス自動運転制御系	低	時間※	◎制御棒駆動機構の確認検査(33) ◎警報回路設定値確認検査(41) ○台形バルス運転検査(10, 33) ○合成バルス運転検査(10, 33)	定事検 炉自検	○選例 ○起動前	運手引		更新未定		NSRR管理課
(5)その他の主要な事項			制御用インターロック回路	中	時間※	◎制御用インターロック回路の確認検査(34)	定事検 炉自検	○月例	運手引		更新未定		NSRR管理課
			制御棒自動挿入回路	低	時間※	◎制御用インターロック回路の確認検査(10, 33)	定事検 炉自検	○月例	運手引				NSRR管理課
			警報回路	中	時間※	◎警報回路設定値確認検査(26, 28, 34, 38, 41)	定事検 炉自検	○選例 ○起動前	運手引		更新未定		NSRR管理課
			中性子源	低	事後								NSRR管理課
	制御室			低	事後								NSRR管理課

設備保全整理表 (NSRR原子炉施設)

許可書記載事項	保全対象設備機器			伏用段階(通常の検査間隔12月間を超えない期間)における定期的な点検及び検査				中長期保守(通常の検査間隔12月間を超える期間での保全)			備考	担当課室		
	大項目(施設)	中項目(設備)	小項目(機器)	保全重要度	保全方式	事業者検査項目 (●立会確認、◎採取確認、○記録確認、△保安記録確認) (法令技術基準に関する事項)	要領書索引番号	点検頻度 (◎保安規定、○運転手引等、△課長制定文書等) ()付きは、事後保全における自主的な点検	要領書索引番号	点検種別			更新改造	要領書索引番号
ト 放射性廃棄物の廃棄施設														
(1)気体廃棄物の廃棄設備	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	原子炉建家排気系統 排風機	低	時間※	△点検記録確認(外観)(17, 35) ○重量確認検査(17, 35) ●責任の確認検査(37)	定事検 特自検	◎原子炉運転開始前 ◎原子炉停止 △定事検毎(外観、作動) △定事検毎(負圧の確認)	保規7、特運手引 特課1 炉自点				使用施設と共用	工務第1課 NSRR管理課(負圧の確認検査)
			原子炉建家排気系統 空気浄化装置	低	時間※	△点検記録確認(外観)(17, 35) ○捕集効率確認検査(35)	定事検 特自検	△定事検毎(外観)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
			セミホットケープ排気系統 排風機	低	時間※	△点検記録確認(外観)(17, 35) ○重量確認検査(17, 35)	定事検 特自検	◎原子炉運転開始前 ◎原子炉停止後 △定事検毎(外観、作動)	保規7、特運手引 特課1				使用施設と共用	工務第1課
			セミホットケープ排気系統 空気浄化装置	低	時間※	△点検記録確認(外観)(17, 35) ○捕集効率確認検査(35)	定事検 特自検	△定事検毎(外観)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
			燃料棟排気系統 排風機	低	時間※	△点検記録確認(外観)(17, 35) ○重量確認検査(17, 35)	定事検 特自検	△定事検毎(外観、作動)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
			燃料棟排気系統 空気浄化装置	低	時間※	△点検記録確認(外観)(17, 35) ○捕集効率確認検査(35)	定事検 特自検	△定事検毎(外観)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
			制御棟排気系統 排風機	低	時間※	△点検記録確認(外観)(17, 35) ○重量確認検査(17, 35)	定事検 特自検	△定事検毎(外観、作動)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
			制御棟排気系統 空気浄化装置	低	時間※	△点検記録確認(外観)(17, 35) ○捕集効率確認検査(35)	定事検 特自検	△定事検毎(外観)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
			機械棟排気系統 排風機	低	時間※	△点検記録確認(外観)(17, 35) ○重量確認検査(17, 35)	定事検 特自検	△定事検毎(外観、作動)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
			機械棟排気系統 空気浄化装置	低	時間※	△点検記録確認(外観)(17, 35) ○捕集効率確認検査(35)	定事検 特自検	△定事検毎(外観)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
			照射物管理棟排気系統 排風機	低	時間※	△点検記録確認(外観)(17, 35) ○重量確認検査(17, 35)	定事検 特自検	△定事検毎(外観、作動)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
			照射物管理棟排気系統 空気浄化装置	低	時間※	△点検記録確認(外観)(17, 35) ○捕集効率確認検査(35)	定事検 特自検	△定事検毎(外観)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
			排気筒	低	事後			(△定事検毎(外観))	炉自点	不定期(コンクリートの劣化調査)	更新未定	—	使用施設と共用	NSRR管理課
			燃料棟附属排気筒	低	事後			(△定事検毎(外観))	特課1				使用施設と共用	工務第1課
(2)液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備		水処理室	低	時間※	○建家の外観検査(19, 35)	定事検 炉自検						使用施設と共用	NSRR管理課
			廃液タンク	低	時間※	◎警報回路設定値確認検査(41) △点検記録確認(外観)(12, 35)	定事検 炉自検	◎原子炉運転開始前(水位確認) ◎原子炉停止後(水位確認) △定事検毎(外観、漏えい、作動(保護装置)) △月例	保規7、特運手引 特課1 特課2				使用施設と共用	NSRR管理課(警報回路設定値確認検査) 工務第1課
			廃液移送ポンプ	低	時間※	△点検記録確認(外観)(12, 35)	定事検	△定事検毎(外観、作動)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
			配管	低	時間※	△点検記録確認(外観)(12, 35)	定事検	△定事検毎(外観)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
			弁	低	時間※	△点検記録確認(外観)(12, 35)	定事検	△定事検毎(外観)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
			廃液処理室サブピット	低	時間※	△点検記録確認(外観)(35)	定事検	△定事検毎(外観、漏えい) △月例	特課1 特課2				使用施設と共用	工務第1課
			廃液処理室サブポンプ	低	時間※	△点検記録確認(外観)(35)	定事検	△定事検毎(外観、作動)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
			配管	低	時間※	△点検記録確認(外観)(35)	定事検	△定事検毎(外観)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
			弁	低	時間※	△点検記録確認(外観)(35)	定事検	△定事検毎(外観)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
			廃液タンクの漏えい検知器	低	時間※	○廃液タンクの漏えい検知器の作動検査(41)	定事検 特自検	△月例	特課2				使用施設と共用	工務第1課
			ドレンタンク室	低	時間※	○原子炉建家の外観検査(19, 35)	定事検 炉自検						使用施設と共用	NSRR管理課
			ドレンタンク	低	時間※	△巡検記録確認(ドレンタンクの外観)(12, 35)	定事検	○日常	運手引				使用施設と共用	NSRR管理課
			ドレンタンクの漏えい検知器	低	時間※	○ドレンタンクの漏えい検知器の作動検査(41)	定事検 炉自検	○月例	運手引					NSRR管理課
			ドレンタンク水移送ポンプ	低	時間※	△点検記録確認(ドレンタンク水移送ポンプの作動)(12, 35)	定事検	△定事検毎(作動) ○月例	炉自点 運手引				使用施設と共用	NSRR管理課
			配管	低	時間※	△点検記録確認(放射性物質移送配管の外観)(12, 35)	定事検	△定事検毎(外観)	本課2				使用施設と共用	NSRR管理課
			弁	低	時間※	△点検記録確認(放射性物質移送配管の外観)(12, 35)	定事検	△定事検毎(外観) △定事検毎(作動)	本課2 炉自点				使用施設と共用	NSRR管理課

設備保全整理表 (NSRR原子炉施設)

許可書 記載事項	保全対象設備機器				供用設備(通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査)				中長期保守(通常の検査間隔12月間を超える期間での保全)			備考	担当課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (●立入確認、◎採取確認、○記録確認、 △保安記録確認) (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	点検頻度 (◎保安規定、○運転手引等、 △課長制定文書等) ()付きは、事後保全における自主的な 点検	要領書 索引番号	点検補修	更新改造			要領書 索引番号
				低	時間	△巡視記録確認(ドレンタンク室サンプの外観)(35)	定事検	○日常	選手引				使用施設と共用	NSRR管理課
				低	時間※	△点検記録確認(ドレンタンク室サンプポンプの作 動)(35)	定事検	△定事検毎(作動) ○月例	炉自点 選手引				使用施設と共用	NSRR管理課
				低	時間※	△点検記録確認(放射性物質移送配管の外観)(35)	定事検	△定事検毎(外観)	本課2				使用施設と共用	NSRR管理課
				低	時間	△点検記録確認(放射性物質移送配管の外観)(35)	定事検	△定事検毎(外観)	本課2				使用施設と共用	NSRR管理課
				低	時間	△巡視記録確認(サブパイル室サンプの外観)(35)	定事検	○日常	選手引					NSRR管理課
				低	時間※	△点検記録確認(サブパイル室サンプポンプの作 動)(35)	定事検	△定事検毎(作動) ○月例	炉自点 選手引					NSRR管理課
				低	時間※	△点検記録確認(放射性物質移送配管の外観)(35)	定事検	△定事検毎(外観)	本課2					NSRR管理課
				低	時間※	△点検記録確認(放射性物質移送配管の外観)(35)	定事検	△定事検毎(外観) △定事検毎(作動)	本課2 炉自点					NSRR管理課
				低	時間※	△点検記録確認(外観)(19, 35)	定事検	△定事検毎(外観、漏えい、作動(保護装 置)) △月例	特課1 特課2				使用施設と共用	工務第1課
				低	時間※	△点検記録確認(外観)(19, 35) ○作動検査(19)	定事検 特自検	△定事検毎(外観、作動)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
				低	時間※	△点検記録確認(外観)(35)	定事検	△定事検毎(外観)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
				低	時間※	△点検記録確認(外観)(35)	定事検	△定事検毎(外観)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
				低	時間※	△点検記録確認(外観)(19, 35)	定事検	△定事検毎(外観、漏えい、作動(保護装 置)) △月例	特課1 特課2				使用施設と共用	工務第1課
				低	時間※	△点検記録確認(外観)(19, 35) ○作動検査(19)	定事検 特自検	△定事検毎(外観、作動)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
				低	時間※	△点検記録確認(外観)(35)	定事検	△定事検毎(外観)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
				低	時間※	△点検記録確認(外観)(35)	定事検	△定事検毎(外観)	特課1				使用施設と共用	工務第1課
(3)固体廃棄物の廃棄設備		固体廃棄物の廃棄設備	原子炉建屋廃棄物保管場所	低	時間※	△点検記録確認(金属製容器への収納)(21) △巡視記録確認(汚染の拡大防止)(36) △点検記録確認(廃棄物の保管容量の管理)(36)	定事検	◎四半期 △日常 △収納の都度	保規7、選手引 本課3 安取手引				使用施設と共用	NSRR管理課
			照射物管理機廃棄物保管場所	低	時間※	△点検記録確認(金属製容器への収納)(21) △巡視記録確認(汚染の拡大防止)(36) △点検記録確認(廃棄物の保管容量の管理)(36)	定事検	◎四半期 △日常 △収納の都度	保規7、選手引 本課3 安取手引				使用施設と共用	NSRR管理課
			機械排風機室廃棄物保管場所	低	時間※	△点検記録確認(金属製容器への収納)(21) △巡視記録確認(汚染の拡大防止)(36) △点検記録確認(廃棄物の保管容量の管理)(36)	定事検	◎四半期 △日常 △収納の都度	保規7、選手引 本課3 安取手引				使用施設と共用	NSRR管理課
予 放射線管理施設														
(1)屋内管理設備	放射線管理施設	作業環境モニタリング設備	放射線エリアモニタ	低	時間※	○放射線エリアモニタの警報検査(25, 26, 31, 41)	定事検 放自検	◎運転開始前 ○定事検毎	保規2、放手引 1 放手引2		更新未定	—	使用施設と共用	放射線管理第2課 線量管理課
			室内モニタ	低	時間※	○室内ダストモニタの警報検査(31)	定事検 放自検	◎運転開始前 ○定事検毎	保規2、放手引 1 放手引2		更新未定	—	使用施設と共用	放射線管理第2課 線量管理課
		放射線サーベイ設備	サーベイメータ	低	時間※*			○定事検毎	放手引1、放手 引2				使用施設と共用 *使用施設では定期 事業者検査を実施	放射線管理第2課 線量管理課
		放射線管理関係設備	更衣室	低	事後								使用施設と共用	NSRR管理課
			手洗い	低	事後								使用施設と共用	NSRR管理課
			シャワー室	低	事後			(△月例)	本課1				使用施設と共用	NSRR管理課

設備保全整理表 (NSRR原子炉施設)

許可書 記載事項	保全対象設備機器				供用段階(通常の検査間隔12月間を超える期間における定期的な点検及び検査)				中長期保守(通常の検査間隔12月間を超える期間での保守)			備考	担当課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、 △保安記録確認) (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	点検頻度 (◎保安規定、○運転手引等、 △課長制定文書等) ()付きは、事後保全における自主的な 点検	要領書 索引番号	点検修繕	更新改造			要領書 索引番号
			ハンドフットクロスモナ	低	時間※				○定事検毎	放手引1、放手引2			使用施設と共用 *使用施設では定期 事業者検査を実施	放射線管理第2課 線量管理課
			放射能測定装置	低	事後				(○年次)	放手引1、放課1			使用施設と共用	放射線管理第2課
(2)屋外管理設備		排気モニタリング設備	排気ガスモナ	低	時間※	○排気モナの警報検査(30, 31, 41)	定事検 放自検	◎運転開始前 ○定事検毎	保規2、放手引1 放手引2		更新未定	—	使用施設と共用	放射線管理第2課 線量管理課
			排気ガスモナ	低	時間※	○排気モナの警報検査(30, 31, 41)	定事検 放自検	◎運転開始前 ○定事検毎	保規2、放手引1 放手引2		更新未定	—	使用施設と共用	放射線管理第2課 線量管理課
			気象観測設備										原科研共通設備	
リ 原子炉格納施設														
(1)構造	原子炉格納施設	原子炉建家		低	時間※	○原子炉建家の外観検査(6, 12, 15, 19, 26, 35) ○線量当量率の測定検査(16) ●負圧の確認検査(37)	定事検 炉自検	△定事検毎(負圧の確認)	炉自点	不定期(コンクリートの劣化調査)	更新未定	—	使用施設と共用	NSRR管理課
(3)その他の主要な事項			トラックドア	低	時間※	●負圧の確認検査(37)	定事検	△月例 △定事検毎(負圧の確認)	運手引 炉自点				使用施設と共用	NSRR管理課
			パーソナルドア	低	時間※	●負圧の確認検査(37)	定事検	△定事検毎(負圧の確認)	炉自点				使用施設と共用	NSRR管理課
			配管配線用貫通口	低	事後								使用施設と共用	NSRR管理課
			配線用貫通口	低	事後								使用施設と共用	NSRR管理課
			緊急脱出口	低	時間※	●負圧の確認検査(37)	定事検	△定事検毎(負圧の確認)	炉自点				使用施設と共用	NSRR管理課
ヌ その他試験研究用等原子炉の附属施設														
(1)主要な実験設備の構造		実験孔設備	実験孔	中	時間	○実験孔の外観検査(11) ○原子炉フル入れ検査(38)	定事検 炉自検			定期(10年鑑査)(外観)	更新未定	本課炉6	使用施設と共用	NSRR管理課
			ホルドダウン機構	低	時間※	◎警報回路設定値確認検査(38, 41)	定事検 炉自検	○使用前	運手引				使用施設と共用	NSRR管理課
			カプセル掴み装置	低	時間※	◎警報回路設定値確認検査(38, 41)	定事検 炉自検	○使用前	運手引				使用施設と共用	NSRR管理課
			上部遮蔽プラグ	低	時間※	○線量当量率の測定検査(16, 38)	定事検 炉自検						使用施設と共用	NSRR管理課
			下部遮蔽プラグ	低	時間	○線量当量率の測定検査(16, 38)	定事検 炉自検						使用施設と共用	NSRR管理課
			鉛遮蔽体	低	時間	○線量当量率の測定検査(16, 38)	定事検 炉自検						使用施設と共用	NSRR管理課
		実験物	照射カプセル	中	時間※	△点検記録確認(照射カプセルの使用時の点検)(38) △点検記録確認(照射カプセルの組立後点検)(21, 38)	定事検	◎使用前、使用時	保規7、運手引		更新未定	—	使用施設と共用	NSRR管理課
	その他の附属施設	サブパイル室		中	時間※	○サブパイル室の外観検査(11, 12, 29)	定事検 炉自検				更新未定	—		NSRR管理課
	実験用附属施設	カプセル装荷装置(A型) カプセル装荷装置(B型)		低	時間※	○カプセル装荷装置(A型)の外観検査(16, 38) ○カプセル装荷装置(B型)の外観検査(16, 38)	定事検 使自検	使用施設で実施					使用施設と共用	NSRR管理課
			中性子ラジオグラフィ室に通じる貫通口の遮蔽体	低	時間	○線量当量率の測定検査(16, 38)	定事検 炉自検							NSRR管理課
(2)その他の主要な事項		電気設備	商用電源系	低	事後			◎原子炉運転開始前 ◎原子炉停止後 (△年次(外観、作動))	保規7、特選手引 特課1				使用施設と共用	工務第1課
		非常用電源設備	ディーゼル発電機	低	時間※	○作動検査(30, 40)	定事検 特自検	△定事検毎(外観、作動) △月例	特課1 特課2				使用施設と共用	工務第1課
			蓄電池	低	時間※	○作動検査(30, 40)	定事検 特自検	◎原子炉運転開始前 △定事検毎(外観、作動) △月例	保規7、特選手引 特課1 特課2				使用施設と共用	工務第1課

設備保全整理表 (NSRR原子炉施設)

許可書 記載事項	保全対象設備機器			供用設備(通常の検査間隔12月間を超える期間における定期的な点検及び検査)					中長期保守(通常の検査間隔12月間を超える期間での保守)			備考	担当課室		
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、 △保安記録確認) (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	点検頻度 (◎保安規定、○運転手引等、 △課長制定文書等) ()付きは、事後保全における自主的な 点検	要領書 索引番号	点検補修	更新改造			要領書 索引番号	
		照明設備		低	事後								使用施設と共用	NSRR管理課	
		非常用照明設備	避難用照明	低	時間※	○避難用照明の性能検査(20)	定事検 炉自検	○月例	選手引				使用施設と共用	NSRR管理課	
			誘導灯	低	時間※	○誘導灯の性能検査(20)	定事検 炉自検	○月例	選手引				使用施設と共用	NSRR管理課	
			誘導標識	低	時間※	△点検記録確認(誘導標識の点検)(20)	定事検	○月例	選手引				使用施設と共用	NSRR管理課	
			安全避難通路	低	時間※	△点検記録確認(安全避難通路の点検)(20)	定事検	○月例	選手引				使用施設と共用	NSRR管理課	
			可搬型照明	低	時間※	△巡視記録確認(可搬型照明の巡視)(20)	定事検	△月例	本課1				使用施設と共用	NSRR管理課	
			懐中電灯	低	時間※	△巡視記録確認(懐中電灯の巡視)(20)	定事検	△月例	本課1				使用施設と共用	NSRR管理課	
		圧縮空気設備	7k系空気圧縮機	低	事後								使用施設と共用	工務第1課	
			10k系空気圧縮機	低	時間※	◎制御機駆動機構の確認検査(33)	定事検 炉自検							NSRR管理課(制御機駆動機構の確認検査) 工務第1課	
		弱電設備	電話用配管	低	事後									NSRR管理課	
			通信連絡設備(ページング式インターホン装置)	低	時間※	○ページング式インターホン装置の性能検査(38、42)	定事検 炉自検	○月例	選手引				使用施設と共用	NSRR管理課	
			拡声装置(一斉放送装置)	低	事後								使用施設と共用	NSRR管理課	
		弱電設備	事故指示盤	低	事後								使用施設と共用	NSRR管理課	
			運転表示灯	低	事後								(○週例) (○月例) (○起動前)	選手引	NSRR管理課
		原子炉建家 避雷設備		低	時間※	○避雷設備の性能検査(8)	定事検 炉自検							NSRR管理課	
		排気筒 避雷設備		低	時間※	○避雷設備の性能検査(8)	定事検 炉自検							NSRR管理課	
		消火設備	感知器	低	時間※	△法定点検記録確認(21)	定事検	法定消防設備点検	—				使用施設と共用	NSRR管理課	
			受信機	低	時間※	△法定点検記録確認(21)	定事検	法定消防設備点検	—				使用施設と共用	NSRR管理課	
			発信器	低	事後			(法定消防設備点検)	—				使用施設と共用	NSRR管理課	
			消火栓	低	時間※	△法定点検記録確認(21)	定事検	法定消防設備点検	—				使用施設と共用	NSRR管理課	
			消火器	低	時間※	△法定点検記録確認(21)	定事検	法定消防設備点検	—				使用施設と共用	NSRR管理課	
		施設間通信連絡設備	携帯電話	低	時間※	○施設間通信連絡設備の性能検査(42)	定事検 炉自検	○月例 △定事検毎(員数)	選手引 炉自点				使用施設と共用	NSRR管理課	
			固定電話	低	時間※	○施設間通信連絡設備の性能検査(42)	定事検 炉自検	○月例 △定事検毎(員数)	選手引 炉自点				使用施設と共用	NSRR管理課	
その他の技術基準要求	その他の技術基準要求	電巻飛来物の管理		—	—	△巡視記録確認(電巻飛来物の管理)(8)	定事検	◎定事検毎(電巻飛来物の巡視)	保規7 本課炉1					NSRR管理課	
		草木の管理		—	—	△点検記録確認(草木の管理)(8)	定事検	○月例	選手引 本課炉2					NSRR管理課	
		除灰用資機材の管理		低	時間※	△巡視及び点検記録確認(除灰用資機材の管理)(8)	定事検	△月例、△年次	本課1					NSRR管理課	

- 保全重要度:
設備機器の安全機能及び設備機器に求められる信頼性に応じて保全重要度を「高」「中」「低」に分類する。
安全機能の重要度分類がクラス2の設備は、保全重要度を「中」とする。ただし、停止機能を有する設備は保全重要度を「高」とする。クラス3の設備及び安全機能の重要度分類に分類のない設備は保全重要度を「低」とする。
- 保全方式:
保全重要度「高」「中」の設備機器は「予防保全」、保全重要度「低」の設備機器は「事後保全」を基本とするが、保全重要度「低」の設備機器であっても技術基準規則に要求があり定期事業者を行う設備機器については「予防保全」とする。
また、技術基準規則に要求がある設備機器は、定期的に検査を実施する必要があることから、保全方式は「予防保全」のうち「時間基準保全(時間)」とする。
さらに、「時間基準保全(時間)」の設備のうち、故障等が発生したときに代替品への交換等により施設の安全性に影響を与えない設備機器及び施設の安全性に影響を及ぼさない故障等が想定される設備機器については、当該故障後の交換、補修を許容するものであり、保全方式の表記は「時間※」とする。

要領書リスト (NSRR原子炉施設)

種別	要領書・成績書 (略称可)			保管場所		担当課	備考	
	種類	索引番号	名称 (章・節)	要領書	成績書 (今年度、過去分)			
検査	定期事業者検査	定事検	原子力科学研究所NSRR原子炉施設 定期事業者検査実施要領書	原子力施設検査室	NSRR資料室	原子力施設検査室		
	自主検査	炉自検	NSRR原子炉施設 定期事業者検査に係る自主検査要領書 (NSRR本体施設)	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課		
		使自検	NSRR使用施設 定期事業者検査に係る自主検査要領書 (NSRR本体施設)	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課	使用施設	
		放自検	定期事業者検査 (原子炉施設) に係る自主検査要領書 (NSRR放射線管理施設)	安全管理棟3階	燃料試験施設放射線管理室 (107号室)	放射線管理第2課		
		特自検	NSRR特定施設の自主検査要領	工務管理棟2階	運転第4チーム居室	工務第1課	使用施設と共通	
点検	保安規定	保規1	第1編 総則	技術管理チーム居室		NSRR管理課		
		保規2	第2編 放射線管理	技術管理チーム居室		NSRR管理課		
		保規7	第7編 NSRRの管理	技術管理チーム居室		NSRR管理課		
	所長制定文書	安取手引	原子力科学研究所放射線安全取扱手引	—		—	使用施設と共通	
	部長制定文書	運手引	NSRR本体施設運転手引	NSRR資料室	NSRR資料室、技術管理チーム居室	NSRR管理課		
		使手引	NSRR本体施設使用手引	NSRR資料室	NSRR資料室、技術管理チーム居室	NSRR管理課	使用施設	
		医薬用外	医薬用外毒物劇物管理マニュアル (NSRR管理課)	NSRR資料室	運転チーム居室	NSRR管理課		
		特運手引	NSRR特定施設運転手引	工務管理棟2階	運転第4チーム居室	工務第1課	使用施設と共通	
		放手引1	放射線管理手引 (施設放射線管理編)	安全管理棟3階	NSRR L-205	放射線管理第2課	使用施設と共通	
		放手引2	放射線管理手引 (放射線測定機器管理編)	安全管理棟2階	放射線標準施設棟205号室・207号室	線量管理課	使用施設と共通	
		課長制定文書	炉自点	NSRR原子炉施設 自主点検要領書 (NSRR本体施設)	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課	
	本課1		NSRR非常用防護資器材管理要領	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課	使用施設と共通	
	本課2		放射性廃棄物移送配管の点検要領	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課	使用施設と共通	
	本課3		NSRR放射性廃棄物等の管理要領	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課	使用施設と共通	
	本課炉1		NSRR竜巻飛来物の管理要領	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課		
	本課炉2		NSRR森林の管理要領	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課		
	本課炉3		NSRR本体施設点検要領書	NSRR資料室	技術管理チーム居室	NSRR管理課		
	本課炉4		特定化学設備等 定期自主検査要領書	NSRR資料室	運転チーム居室	NSRR管理課		
	本課炉5		NSRR予備品保管管理要領	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課		
	特課1		NSRR特定施設の自主点検要領	工務管理棟2階	運転第4チーム居室	工務第1課	使用施設と共通	
	特課2		NSRR設備機器の月例点検要領	工務管理棟2階	運転第4チーム居室	工務第1課	使用施設と共通	
	放課1		管理用計測機器の点検要領	安全管理棟3階	燃料試験施設放射線管理室 (107号室)	放射線管理第2課	使用施設と共通	
	中長期保守		課長制定文書	本課炉6	NSRR原子炉施設保全計画 (2019年度~2028年度) に基づく点検要領書	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課
		本課炉7		NSRR事業所内運搬容器定期自主検査要領書	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課	

承認	同意	確認	確認	作成	作成	作成
研究炉 加速器 技術部長	原子炉 主任 技術者	工務 技術 部長	放射線 管理 部長	NSRR 管理 課長	工務第1 課長	放射線 管理第2 課長
R4/11/15	R4/11/14	R4/11/14	R4/11/14	R4/11/11	R4/11/14	R4/11/14

NSRR原子炉施設 施設管理実施計画

令和4年11月

原子力科学研究所
研究炉加速器技術部 NSRR管理課
工務技術部 工務第1課
放射線管理部 放射線管理第2課

(目的)

第1条 本計画は、NSRR原子炉施設の施設管理に当たり、原子力科学研究所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)第7編第24条の2(施設管理目標の策定)及び第24条の3(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)に基づき策定した「施設管理目標」及び「施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、保安規定第7編第24条の4(施設管理実施計画の策定)に基づき、施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)として定めたものである。

(第4号イ 施設管理実施計画の始期及び期間)

第2条 施設管理実施計画の始期は、定期事業者検査を開始する日とし、その期間は、次の定期事業者検査を開始する前の日までとする。

2 前項の定期事業者検査を開始する日については、保安規定第7編第6条(年間運転計画)に基づき作成する「年間運転計画」に従う。

(第4号ロ 設計及び工事)

第3条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設の使用前事業者検査を伴う設計及び工事の業務を行おうとするときは、原子力科学研究所の「調達管理要領」並びに研究炉加速器技術部、工務技術部及び放射線管理部の「業務の計画及び実施に関する要領」及び「設計・開発管理要領」に基づき、必要な手続きを行う。

2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設の使用前事業者検査を伴う設計及び工事であって修理及び改造に当たる業務を行おうとするときは、前項に加えて保安規定第7編第27条(修理及び改造)に基づき「修理及び改造計画」を作成する。

(第4号ハ 施設の保全のために実施する巡視)

第4条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、保安規定第7編第23条(原子炉運転中の巡視)、第29条(原子炉停止中の巡視)、第29条の4(竜巻飛来物の管理)、第63条(固体廃棄物の保管)及び保安規定第2編第38条(放射線測定機器の維持点検及び巡視)並びに保安規定に基づき定める「NSRR本体施設運転手引」、「NSRR特定施設運転手引」、「放射線管理手引(施設放射線管理編)」その他下部要領に基づき、当該施設の保安のための巡視を行う。

(第4号ニ 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期)

第5条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、点検及び定期事業者検査の方法に関する事項、実施頻度又は時期に関する事項を設備・機器単位で整理した「設備保全整理表」並びに定期事業者検査に関する事項を試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の条項単位で整理した「検査要否整理表」を策定する。策定の方法にあたっては、原子力科学研究所の「施設管理実施計画に係る保全文書策定要領」に従う。

- 2 使用前事業者検査の方法については、保安規定第7編第27条の2（使用前事業者検査）に基づき策定される「使用前事業者検査要領書」に従う。
- 3 定期事業者検査及び使用前事業者検査の時期については、保安規定第7編第6条（年間運転計画）に基づき作成する「年間運転計画」に従う。
- 4 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検、定期事業者検査及び使用前事業者検査の実施に当たっては、原子力科学研究所の「調達管理要領」、研究炉加速器技術部、工務技術部及び放射線管理部の「監視機器及び測定機器の管理要領」及び「試験・検査の管理要領」、保安規定に基づき定める「NSRR本体施設運転手引」、「NSRR特定施設運転手引」、「放射線管理手引（施設放射線管理編）」その他下部要領並びにNSRR原子炉施設の「定期事業者検査計画」、「定期事業者検査要領書」、「使用前事業者検査実施計画」及び「使用前事業者検査要領書」に基づき行う。

（第4号ホ 工事、点検、検査等を実施する際の保安確保のための措置）

第6条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、第3条の工事及び第5条の点検、検査等を実施する際、保安の確保のために措置を講じる必要がある場合は、保安規定第2編第2章第5節作業環境の管理から第7節汚染された物品の管理並びに原子力科学研究所の「放射線安全取扱手引」に基づき、必要な措置を講じる。

（第4号へ 設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価）

第7条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第3条の設計及び工事の結果について、原子力科学研究所の「調達管理要領」、研究炉加速器技術部、工務技術部及び放射線管理部の「設計・開発管理要領」に基づき確認及び評価する。

- 2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第4条の巡視の結果について確認する。
- 3 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第5条の点検及び検査の結果について確認する。
- 4 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第1項から前項の結果について、保安規定第7編第24条の6（保全活動の有効性評価及び改善）及び原子力科学研究所の「施設管理及び保全有効性評価要領」に基づき評価を行う。

（第4号ト 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善）

第8条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、前条第1項の確認及び評価の結果、処置が必要な場合は、必要な改善を行う。また、前条第2項から第4項の確認及び評価の結果、処置が必要な場合は、保安規定第7編第24条の6（保全活動の有効性評価及び改善）及び原子力科学研究所の「施設管理及び保全有効性評価要領」に基づき、必要な改善を行う。

- 2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の改善の実施に当たっては、原子力科学研究所の「不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」及び「水平展開要領」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号チ 施設管理に関する記録)

第9条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第2条から第8条までの業務に関する記録について、原子力科学研究所、研究炉加速器技術部、工務技術部及び放射線管理部の「文書及び記録の管理要領」に基づき管理する。